



いんふおめーしょん

子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

2017
6.20
no.153

Report

① 学校給食と子どもの貧困

がん 跡見学園女子大学 鷹 咲子 1

② 第16回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

第9回 在日外国人生徒交流会 in 熊本 実施報告書

「第9回 在日外国人生徒交流会in 熊本」実行委員 竹村 朋子 9

③ 第16回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

外国につながる子どもたちからのメッセージ

神奈川の「2016年3月 オルタボイスフェスタ」の取り組み

NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ 高橋 徹 20

④ 第16回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

サマーレスパイトデイズ 活動報告 2015

東洋大学社会学部福祉学科 森田ゼミ 24

Event Information

7/9

『子どもにやさしいまちづくりの展開

-大震災を経験したネパールと日本の取り組み-』(東洋大学)

27

9/15

子どもの人権連 第32回総会・学習会

28

Document 2017.2.1 ~ 2017.4.30

子どもの人権や教育に関する報道と記録から

29



学校給食と子どもの貧困

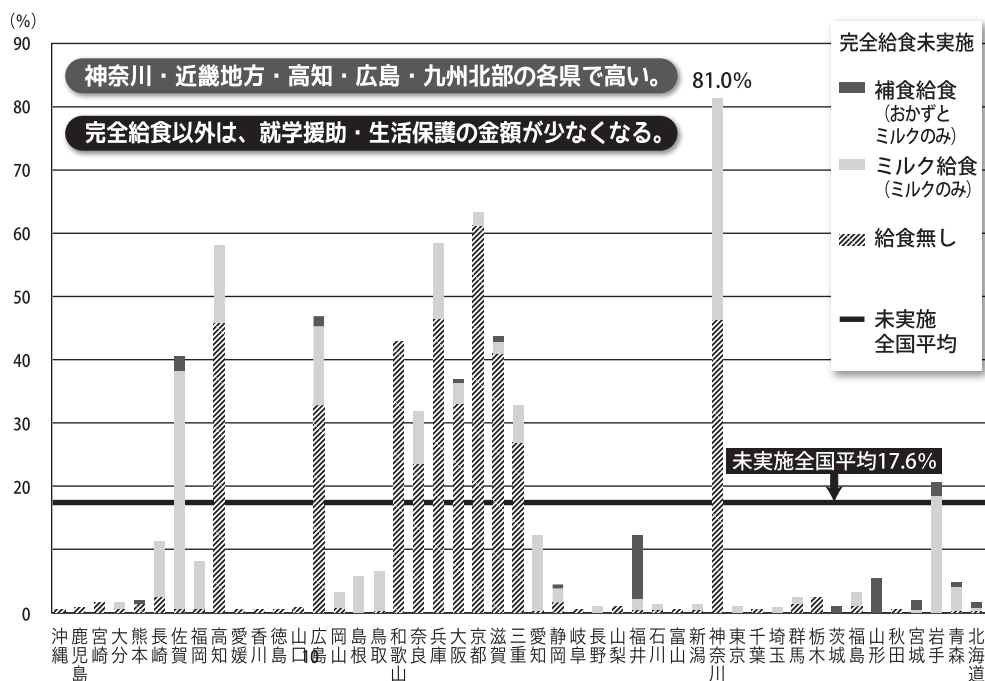
がん 跡見学園女子大学 鷹 咲子

1 はじめに ー給食格差の存在ー

本稿では、中学校給食に格差がある現状を踏まえて、現在、給食を行っていない地域における給食実施の一つの障害と考えられる給食費未納問題について考えたい。中学校の昼食には、「完全給食（ミルク、おかず、主食）」、「補食給食（ミルクとおかずのみ）」、「ミルク給食（ミルクのみ）」、「給食無し」の4パターンがある。公立学校における完全給食実施率（人数比）は、小学生が99.5パーセントであるのに対して、中学生は81.5パーセントにとどまっている¹。

公立中学校で完全給食が実施されていない地域を都道府県別にみると、大きな地域的偏りがある。完全給食が実施されていない人数割合は、近畿地方・九州北部、神奈川・高知・広島各県で高い（図表1）。例えば神奈川県のよう実施率が低い県は、ほぼ全中学校で完全給食を行っている市町村と、ほとんど完全給食を行っていない市町村とに県内が二分される。

◆図表1 公立中学校で完全給食が実施されていない子どもの割合



(注) 全国の完全給食実施率(人数比)は、公立中学校で82.4%、公立小学校で99.6%である。

(出所) 文部科学省「平成27年度学校給食実施状況調査」2017年1月より作成。

比較的財政力が豊かな政令指定都市でも、中学の完全給食を行っていない場合がある。政令市のうち、さいたま市・千葉市・仙台市・福岡市は、昭和 40 年代に中学校給食を始めた。それ以外の政令市では、「急増する児童生徒の対応に追われ中学校給食には手が回らなかった」と言われている²。

平成になってから、名古屋市・広島市・京都市・相模原市で中学校給食が開始された。北九州市でも、2009（平成 21）年度から中学の完全給食が段階的に実施されている。大阪市では、2010（平成 20）年度から民間業者の弁当をあっせんする昼食提供事業を実施し、2014（平成 26）年度から完全給食が開始された。

最近の文部科学省の国会答弁では、完全給食未実施の理由として施設・人員の財政面の問題を挙げる一方で、「弁当の方が保護者と子どもの関係を深める」との弁当の教育的効果や貧困家庭の増加による給食の必要性についても述べている³。

小中学生がいる家庭が経済的に困窮している場合、生活保護や就学援助から給食費相当額の支援を受けることができる。しかし、学校で給食が実施されていなければ、昼食に対する支援を受けることはできないことは大きな課題である。

完全給食の実施前の大阪市、北九州市、川崎市の調査では、教職員の意見は完全給食必要が2、3割にとどまり、6、7割が不要という給食実施に反対の意見だったが、保護者の意見は、約8割が完全給食実施を必要とする結果であった⁴。大阪市と北九州市の中学生自身は、その間で必要・不要の意見が4割くらいずつに分かれていた。教職員が完全給食実施に積極的になれない理由としては、業務負担の増加、給食費滞納への対応の問題が挙げられている。次に、教職員による対応が課題となっている給食費未納問題について考えたい。

2 給食費未納問題

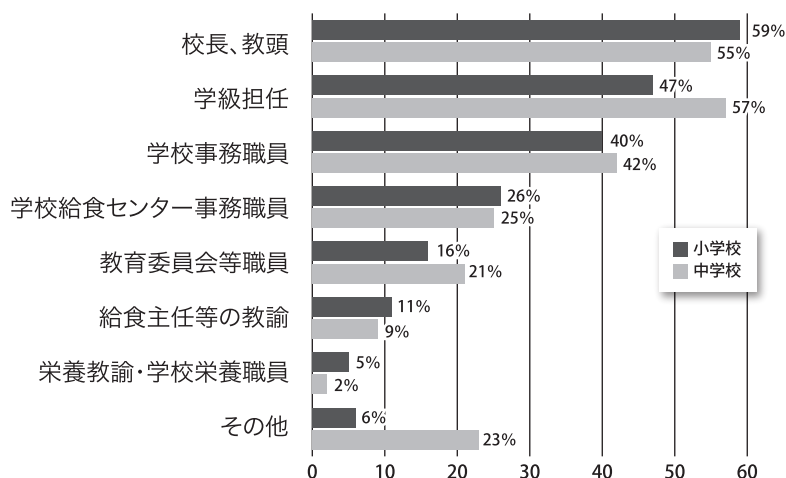
文部科学省の「学校給食費の徴収状況に関する調査」は、2005、2009、2010、2012（平成 17、21、22、24）年度の4回にわたり行われ、その結果が公表されている⁵。文部科学省は、「学校給食費の徴収は学校給食の実施主体である地方公共団体と保護者の間で処理されるべき事柄であり、保護者のプライバシーに係る問題もあって、（従来は）国として実態を把握していなかったが、各学校や市町村教育委員会等が対応に苦慮している事例が多く伝えられていることから」⁶、学校給食実施者における学校給食費の未納問題への適切な対応に資するため、この調査を実施したと説明している。

全数調査で行われた2005年度の給食費未納調査では、小中学生全体の1.0パーセントに当たる全国約9万9千人が給食費未納であり、未納総額年間約22億円（未納額割合約0.5パーセント）と報告された。最新の2012（平成 24）年度調査（抽出調査）では、未納者割合約0.9パーセント、未納額割合約0.5パーセントと報告されている。

給食費未納の保護者への督促の対応者は、小学校では「校長、教頭」の管理職が59パーセントと最も高く、中学校では「学級担任」が57パーセントと最も高くなっている（図表2）。中学校では、小学校と比べて「教育委員会等職員」による対応、「その他」の割合が高い。「その他」とし

ては、「PTA関係者」、「市町村税務・出納課職員」、「徴収業務委託先職員」が挙げられている。個人情報の保護が法的にも担保される教育委員会等とは異なり、PTAによる回収における未納者の個人名の扱いには十分な配慮が必要である。

◆図表 2 未納給食費の督促の対応者（2012 年度）



（出所）文部科学省「学校給食費の徴収状況に関する調査の結果について」2014年より作成。

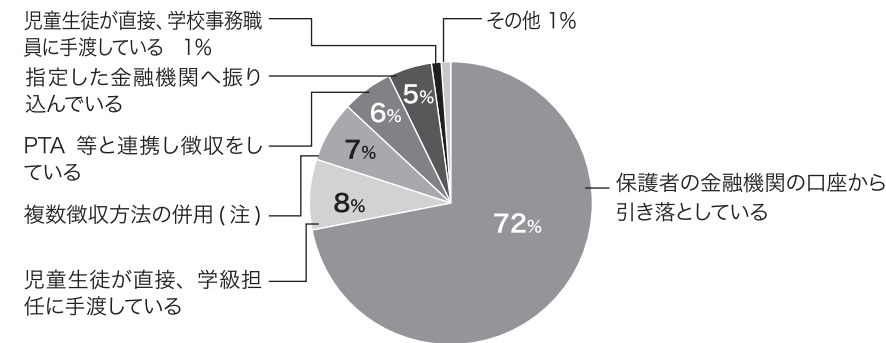
給食費の集金事務を担当する学校事務職員へのアンケートでは、多忙な保護者となかなか連絡が取れない、外国人のため日本語が通じないという声があった⁷。また、就学援助の相談や給食費の督促で保護者や子どもに負い目を感じさせないように、「保護者への督促は封筒に入れ、のり付けしている」、「担任に督促は行わせない」、「生徒を通さず保護者と直接やり取りしている」、「援助の勧めは「皆さんにお伝えしていますが」と付け加える」など様々な工夫をしていることもうかがわれた。

ただし、「学校給食費の徴収状況に関する調査」における小中合わせた全体的な傾向として、「校長、教頭」、「学級担任」、「学校事務職員」、「給食主任等の教諭」という学校内の対応者の割合は減り、「学校給食センター事務職員」、「教育委員会等職員」という学校外の対応者の割合が増えている。この背景には、学校の多忙化のほか、給食費の督促という家庭のプライバシーに関わる問題への対応が学校で難しくなっている状況があるのではないかと考えられる。

3 給食費徴収と会計方法

そもそも給食費の徴収方法は、「保護者の金融機関の口座引落」が72パーセントと最も多い（図表 3）。続いて、「児童生徒が直接、学級担任に手渡し」8パーセント、「複数徴収方法の併用」7パーセント、「PTA等と連携し徴収」6パーセント、「指定した金融機関へ振り込み」5パーセント、「児童生徒が直接、学校事務職員に手渡し」1パーセント、「その他」1パーセントとなっている。小中に大きな違いはない。

◆図表 3 学校給食費の徴収方法（2012 年度小中計）



（注） 口座引落、振り込み、担任等に手渡し等の徴収方法から、保護者が選択。「その他」の例：集金箱を設置し徴収、児童生徒が指定金融機関に手渡し。
（出所） 文部科学省「学校給食費の徴収状況に関する調査の結果について」2014年より作成。

このように学校により様々な集金方法が採られているが、PTAや自治会による徴収は、かつて給食の費用がPTAや自治会にも負担されて来たという歴史的経緯によるものと考えられる。しかし、「学校給食費の徴収は保護者のプライバシーに係る問題」との文部科学省の国会答弁どおり、徴収時に把握される未納者の個人名の扱いには十分な配慮が必要である。また、現金集金の学校は、口座振替の学校に比べて給食費の未納が少ない。しかし、現金集金には、金銭管理の安全面でも大きな問題がある。

給食費の会計上の扱いには、自治体の教育委員会などで管理する「公会計」と学校長名義の口座で管理する「私会計」の二種類がある。給食費を自治体の会計で公会計として取り扱っている割合は、小中合わせて約3割である。小中ともに公会計の割合は増えつつある。公会計であれば、未納者には自治体が督促を行い、未納分は自治体の負担、すなわち税金による負担となる（図表 4）。学校長名義の口座で管理する私会計の場合には、未納者には学校が督促を行い、未納分は他の生徒の負担になったり、食材購入に影響が出たりする。公会計化に伴い、現金集金から口座振替に変わった場合には、未納が増えることもある。

◆図表 4 学校給食費の会計方法

私会計	公会計
全国の7割	全国の3割
学校長名義の口座で、1校当たり年間1500～2000万円を各学校が管理	自治体の会計で管理
未納者には学校が督促を行う	未納者には自治体が督促を行う
未納分は、他の生徒の負担、食材購入に影響	未納分は、自治体の負担
会計の透明性、公平性に問題	未納が増えるという懸念？

（出所） 鷹咲子『給食費未納 子どもの貧困と食生活格差』光文社、2016年9月。

私会計では、給食費の徴収管理が教職員の負担となる。そして、「給食費の集金、支払、未納者への対応」に負担を感じている教職員の割合は65.5パーセントである⁸。文部科学省も「学級担任が未納問題に対応するために相当の時間と労力を割いているような場合、本来の教育活動にも支障が生じるおそれがある」と述べている。学級担任が未納対応を行うことの弊害は、物理的負担にとどまらず、保護者や子どもに負い目を感じさせることにより信頼関係が損なわれて十分な教育効果が得られないことにもある。私会計の場合は、学校単位で未収金の処理を行わなければならない、食材の購入への影響、未納者とそれ以外の負担の公平性などの問題が生じる。

4 未納についての学校の認識と実態

文科省調査では、給食費未納の主な原因について、「保護者としての責任感や規範意識の問題」、「保護者の経済的な問題」、「その他」から1つ選ぶ形で学校の認識を聞いている。2005年度の調査では、給食費未納についての学校の認識として、「保護者の経済的な問題」が原因であるとの回答は約33パーセントにすぎず、「保護者としての責任感や規範意識」が原因であるとの回答が約60パーセントを占めたことが大きく報じられた。全国紙も社説で「学校給食費「払えるのに払わない」無責任さ」⁹、「給食費未納が示すモラル崩壊」¹⁰、「学校給食費「払わない」は親失格だ」¹¹、「給食費滞納「払っても払わない」は通らぬ」¹²と、「親のモラルの問題」との学校の認識を強調して論じていた。2012年度調査でも、学校側が認識する未納の主な原因のうち、「保護者としての責任感や規範意識の欠如」が約61パーセント、「保護者の経済的な問題」が約33パーセントである。すなわち、学校では、「お金があるのに払わない」場合が3分の2、「お金がなくて払えない」場合が3分の1とみている。

直近の2012年度の調査でも「保護者としての責任感や規範意識の問題」が61パーセントを占め、「保護者の経済的な問題」が34パーセント、「その他」5パーセントとなっている。

学校事務職員へのアンケート¹³において、保護者に経済的な問題がなく生活水準が高いと判断する根拠のうち多い回答は、「高価な車に乗っている」、「ブランド品のバックを持っている」であった。未納家庭についての新聞報道にも「複数の学校や給食センターで教職員が未納の家庭を訪問したところ、ブランド品で着飾った保護者が「義務教育だから無料にすべきだ」と拒否したという」とある¹⁴。

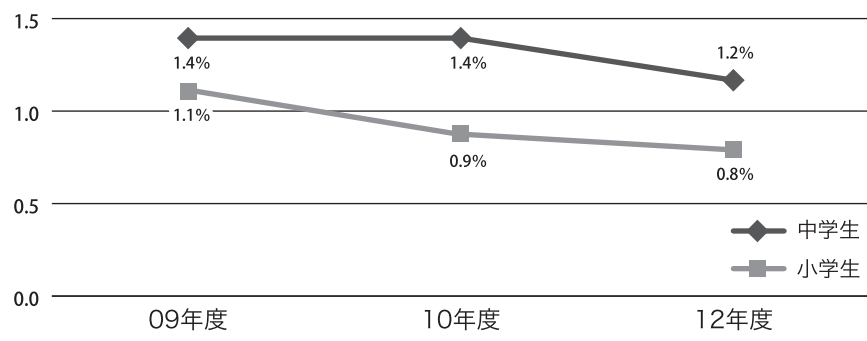
しかし、神奈川県海老名市では個別の未納家庭の状況について、理由が判明した支払いの遅れの7割が「給料日前で手持ちがない」など経済的理由、3割が「銀行へ支払いに行く時間がない」との理由であったと個別訪問で聞き取り調査をしている¹⁵。

「高価な車」、「ブランド品のバック」が中古品である可能性や、車やバックなど特定の物について見栄を張り生活水準以上の消費をする人もいる。このような消費生活面での計画性に問題を抱える親が、子どもの学校や教育への関心という面でも問題がある可能性などにむしろ注意を払うべきである。個別の調査を行わず、高級車やブランド品から単純に経済状態を判断する学校の認識のみを前提に給食費未納問題を議論することは不適當である。

学校給食費が未納の児童生徒の割合は、中学生1・2パーセント、小学生0・8パーセントと中

学生の未納率が高くなっている（図表 5）。3 調査年度の推移をみても、常に中学生が高く、小中とも人数割合は低下傾向にある。

◆図表 5 学校給食費が未納の児童生徒数割合の推移（人数割合）



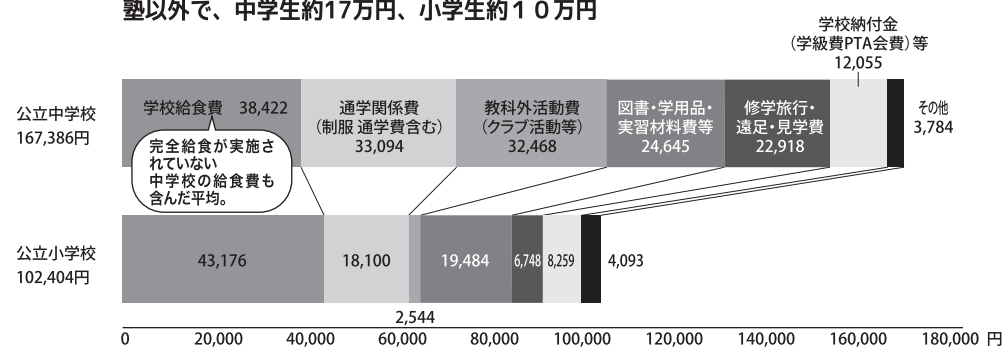
（出所） 文部科学省「学校給食費の徴収状況に関する調査の結果について」より作成。

仮に、給食費未納のほとんどが「親のモラルの問題」ならば、中学生の未納率が高いことをどのように説明するのか。子どもが中学生になると親のモラルが低下するが、近年、親のモラルは改善しているということになるのか。小学生と比較して中学生の未納率が高いのは、子どもにかかる費用が中学生の方が高いという経済的要因が影響していると考えられる。

文部科学省の「平成 26 年度子どもの学習費調査」によれば、学校関係に必要な費用は小学生年間約 10 万円に対して、中学生は年間約 17 万円である（図表 6）。小学生に比べて、制服・通学代などの通学関係費、クラブ活動費などの教科外活動費、修学旅行・遠足・見学費などが高額になっている。実際に教育現場では、クラブ活動の用具が必要なので、給食費は少し待って欲しいとの話がある。これに加えて、公立中学生の学習塾費の平均は、年間 20 万円以上にもなっている。公立中学3年生の学習塾費は、平均で 32 万 6,333 円にも上っている。

◆図表 6 子どもの学習費（一人年間）

塾以外で、中学生約17万円、小学生約10万円



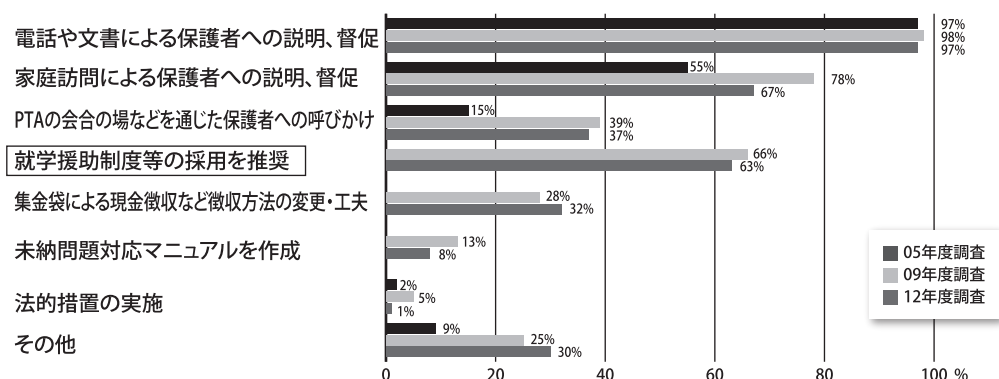
（注） 学習塾費など学校外活動費を除く。公立中学生の学習塾費の平均額は、204,583円である。
 中学校の給食費は、完全給食が実施されていない中学校の給食費を含んだ平均である。文部科学省「平成26年度学校給食費調査」によれば、給食を実施している公立学校の保護者の年間負担額は、小学校（低～高学年）46,761～47,047円、中学校53,702円である。

（出所） 文部科学省「平成26年度子どもの学習費調査」2015年12月より作成。

憲法第 26 条には、国民に教育を受ける権利を与え、保護者に子どもに教育を受けさせる義務を課して、さらに「義務教育は、これを無償とする」と書かれている。しかし、義務教育のうち無償なのは授業料や教科書に限られ、給食費以外にもこのように多くの自己負担が必要である。

2012 年調査の給食費が未納の保護者に対する対応としては、「電話や文書による督促」を挙げる学校が 97 パーセントと最も高く、次いで、「家庭訪問による督促」67 パーセントとなっている（図表 7）。また、2005 年度調査では「その他」9 パーセントに含まれるにすぎなかった「就学援助制度等の活用推奨」も、就学援助制度への関心の高まり、活用の動きから 2012 年調査では 62 パーセントの学校で挙げられている。

◆図表 7 未納の保護者への対応内容（小中計）



（出所）文部科学省「学校給食費の徴収状況に関する調査の結果について」より作成。

5 おわりに

給食費未納をきっかけに就学援助を受ける家庭も増え、就学援助・生活保護の支援を受ける小中学生の割合は、全国平均で6人に1人、15.7 パーセント、全国 154 万人にのぼる¹⁶。しかし、就学援助制度の運用は、市町村に全て任せられ、支援対象基準、支援内容に関する自治体間格差が大きい。近年、規模の小さな町や村を中心に、全ての家庭を対象とする子育て支援としての給食費補助制度を設ける自治体が増えている。2015年の調査で、給食費などの支援を行う就学援助とは別に、小中学校の給食費の補助制度を設けている自治体は全国の約2割、199団体ある¹⁷。小さな自治体では、特定の子どもに対する就学援助による給食費支援より、子ども全員の給食費を無料にする方が地域住民の理解を得られやすいと考えられる。

学校給食は、子どもの貧困に対して、食事という現物を支給する制度として有効である。今日においても、なお経済的な理由によって生じる子どもの食生活の格差は大きく、学校給食には、その格差を縮小する機能がある。したがって、給食無料化の費用は、子どもを選別することなく、すべての子どもの食のセーフティネットを確保するための費用であり、社会全体でその費用を負担すべきであると考えられる。

(参考文献)

鷹咲子『給食費未納 子どもの貧困と食生活格差』光文社、2016年

鷹咲子『子どもの貧困と教育機会の不平等 就学援助・学校給食・母子家庭をめぐる』明石書店、2013年

(注)

- 1 文部科学省「平成26年度学校給食実施状況調査」2016年。
- 2 神戸市立中学校の昼食のあり方検討会第1回資料6、2012年、6頁。
- 3 「第174回国会衆議院内閣委員会議録第3号」2005（平成22）年3月12日、9頁。
- 4 大阪市中学校給食検討会議「食生活等に関するアンケート調査」2008年、北九州市食育推進会議「食育及び中学校給食に関する意識調査結果」2008年、川崎市教育委員会「中学校における昼食についてのアンケート」2014年。
- 5 文部科学省「学校給食費の徴収状況に関する調査」。
- 6 「第165回国会衆議院文部科学委員会議録第3号」2006（平成4）年10月20日、19頁。
- 7 2015年に実施された「さいたま市学校事務職員アンケート」。
- 8 全国公立小中学校事務職員研究会「学校と教職員の業務実態の把握に関する調査研究報告書」2015年。
- 9 『読売新聞』（2007年1月26日）。
- 10 『日本経済新聞』（2007年1月28日）。
- 11 『朝日新聞』（2007年1月28日）。
- 12 『毎日新聞』（2007年1月26日）。
- 13 「さいたま市学校事務職員アンケート」。
- 14 『日本経済新聞』（2007年2月4日）。
- 15 海老名市「学校給食費の公会計化後の収納状況について」2013年5月29日。
- 16 文部科学省「要保護及び準要保護児童生徒数の推移」2015年。
- 17 『毎日新聞』（2016年2月22日）、『教育新聞』（2016年4月6日）。





第16回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

第9回 在日外国人生徒交流会 in 熊本 実施報告書

「第9回 在日外国人生徒交流会 in 熊本」実行委員 竹村 朋子

1 はじめに

今年度第9回となる「在日外国人生徒交流会 in 熊本」を、熊本県教育委員会、熊本市教育委員会、八代市、八代市教育委員会、熊本市国際交流振興事業団、熊本県人権教育研究協議会、菊陽町、菊陽町教育委員会、菊陽町帰国・外国人教育推進部会、熊本・外国ルーツの子どもたち支援連絡協議会から後援いただき、2016年3月26、27日（土日）に開催した。会場は熊本市にある東部YMCA。外国ルーツの生徒（中高生）34人、外国ルーツのOB（大学生・社会人）6人、日本ルーツ大学生7人、引率大人10人、食事ボランティア5人、計62人の参加があった。生徒たちは実行委員会を組織し、事前に幾度も話し合って当日を迎えた。

2 開催趣旨

- 1) 熊本県内の学校には外国にルーツを持つ生徒が多数在籍しているが、校内に外国にルーツを持つ生徒が一人しかいないことが多い。異文化の中、言葉もわからない状況で自分の思いを理解してくれる友人を作るとは彼らにとってとても難しく、精神的に孤立している生徒もいる。同じ立場の生徒たちが、共に集い、お互いの夢や悩みを共有することで、彼らの悩みを軽減することができ、彼らを取り巻く様々な状況（進学、就職、在留資格等）を学び、理解する機会となる。また、交流会を通して、友人やネットワークができ、交流会後も連絡を取り合うことができ、精神的な居場所を提供することができる。
- 2) 外国をルーツとする生徒を受け入れた教育機関の関係者にとって、生徒の抱える様々な問題を直接生徒から聞くことができる貴重な機会である。外国をルーツとする生徒の悩みを理解し、生徒にとってよりよい環境づくりができるように、担当者間の情報交換・ネットワーク作りを目的とする。

3 生徒実行委員会

企画進行を、菊陽町「共に歩み青春を語る会」熊本市「おるがったステーション」で活動している菊陽町、熊本市、八代市、宇城市などの中・高校に在籍している生徒が担当した。月2回の「共に歩み」では、日ごろから、外国にルーツを持つ子どもたちが参加し、彼らが体験している課題や悩みを話せる場となっている。そこで話題となった学校でのいじめやクラスメートや教師との関係、来日したばかり

の時の大変さなど自分たちの経験をまとめ、「どうしたら初めてこの会に参加する人に心を開いて率直な気持ちを話してもらえるか」ということを目標に、準備を行った。1月17日(土)の実行委員会では、日程や役割分担などを決めた。また、集会において自分たちが守るべきルール作りや、この集会で3回行う話し合い(班別・ルーツ別交流)のテーマを検討した。

実行委員は基本的に高校が担当する。実行委員会の中で来日直後の苦しかった体験やその時の気持ち、周りの人の対応、どうやってそれを乗り越えてきたかなどを自分自身で整理していった。自分で苦しかった体験や気持ちを整理し、他の人に話せるようになるということは、その問題を正面からとらえ、乗り越えようとする、または乗り越えて次のステップに進むということに通じる。

自分の苦しさや悩みをほかの人に伝えられず、一人で苦しんでいる子どもたちにとっては、同じ思いをしている子どもが大勢いること、それを乗り越え頑張っている先輩がいて、何かあればすぐに相談できる友達がいることは大きな心のよりどころになる。

また、日本の生活に慣れてきた子どもたちの中にも、進学や就職、家族の関係など、一人では解決できない多くの課題を抱えている子どもたちも多い。このような問題についても、みんなで共有することができるよう真剣に話し合って準備した。

4 新たな取り組み 他県とのネットワークづくり

●九州ネットワークづくり

九州は福岡県を除き、熊本県と同様、外国人が散在しているところがほとんどである。日本語を含む様々な支援がないまま孤立している子どもたちが多い。この交流会が、日ごろの悩みや問題について、地域を超えて話せる友達を見つけるネットワークになることをめざし、九州各県の支援者とともに交流会の開催に取り組みたいと考えていた。今回は佐賀県、大分県、鹿児島県の支援者へ生徒の参加を呼び掛けた。佐賀県、大分県それぞれの交流会と日程が近かったため参加者は少なかったが大分県から生徒1名、サポーター1名の参加があった。また、交流を図るため、熊本県からも大分県の交流会に高校生1名が参加した。来年の10回には「in 熊本」から「in 九州」へ広げていき、九州の多くの生徒が交流できるようにネットワークを作っていきたい。

●大学生部「@ほ～む」と他県の支援大学生との情報交換

今回は支援に当たっている大学生で、静岡県で外国ルーツの子どもの支援をしているブラジルルーツの大学生を招待し、熊本で子どもたちの支援に当たっている大学生部「@ほ～む」の大学生との情報交換の場を設けた。静岡県は外国人の集住地区で、支援の方法は熊本県とは異なるが、この交流会を通して子どもたちが抱える問題やお互いの支援の状況などを話し合う機会となった。

5 交流会当日

●1日目 3月26日(土)

10:00～: 実行委員最終打ち合わせ

確認事項: ルール、班員、テーマ、全体会の進行の確認、各自担当の確認
全体会場の準備。

しおり印刷、作成

11:30 受付

12:00 開会集会

- ・実行委員が開会の挨拶、司会、ルールの説明などを日本語、中国語、英語で行う。
- ・参加した生徒の伴奏でアンジェラ・アキの「手紙 拝啓 15歳のあなたへ」を合唱

12:20 食事

- ・食事を通して参加者が打ち解けるように、各班に分かれてボランティア手作りのカレーライスを食べた。班長がリードして班員を座らせ、食事中も自己紹介をしたり話題を提供したりし、よくリードしていた。

食後～14時: アイスブレイキング(気持ちをほぐす)ゲーム

14:00～16:00 交流会①「班別話し合い」

自己紹介。実行委員が司会を担当し、準備したテーマで話し合う。サブリーダーの大学生・OBは進行の補助、記録を担当した。

16:00～17:30 餃子作り・夕食

今回は食事ボランティアの夕食班を作って夕食を担当した。餃子の皮や具は食事ボランティアが事前に作っていたものを、当日、参加生徒の保護者が餃子を包んだり、ゆでたりしてくれた。前回までは餃子だけだったが、今年は、夕食班がサラダ、ハンバーグ、おにぎりなども作ってくれて子どもたちにも好評だった。夕食も充実してきた。餃子づくりは、生徒がお互いに友達に



▲班に分かれてボランティア差し入れのカレーに和気あいあい



▲アイスブレイキングゲームで仲良くなる



▲班別話し合い

慣れ、和やかな雰囲気を作るため設定した時間である。楽しんで餃子を包み、茹でたての餃子を一緒に食べることで交流を深めることができた。ふざけて小麦粉を付けあって遊ぶのも恒例となっている。

17:30 ～ 18:00 移動・入浴等 ユースピア熊本へ徒歩で移動

19:00 ～ 20:00 交流会②「ルーツ別話し合い」

中国ルーツ 3、フィリピンルーツ 1、インドネシア・アメリカ・パキスタンなどその他のルーツ 1 の計 5 つのグループでルーツ別の話し合いを行う。

22:00 ～ 23:00 自由交流

別の班の人とも自由に話し合うことができた。

23:00 就寝

●2日目 3月27日(日)

7:00 起床

7:30 移動 東部YMCAへ徒歩で移動。

8:00 朝食 パンやスープ、食事ボランティア作の中国の煮卵を班別に別れて朝食。
一晩一緒に過ごしたことで、打ち解けて楽しそうに食べていた。

9:00 ～ 11:00 交流会③「班別話し合い」

「ルーツ別」で出た内容をそれぞれ報告し、話し合いを深めた。

11:00 ～ 11:30 まとめと感想を書く。

12:00 ～ 12:30 閉会集会＜感想の発表＞

12:30 ～ 13:00 片付け

13:00 ～ 14:00 実行委員反省会



▲閉会式

6 交流会「班別」「ルーツ別」で話し合ったこと

●班別 1日目午後・2日目午前

ルーツや学年を問わず、8～10人の4つのグループに分けた。各グループには実行委員2人、サポーター・通訳としてルーツを持つ大学生OB、記録係として日本人サポーターが入った。

実行委員が最初に自分たちの様々な経験をみんなに話し、そのあと一人一人にそれぞれの経験や直面している問題について質問し、それぞれの思いを引き出していた。話し合いの最初が

ら家族のことを涙ながらに話す子もいた。テーマが重く、難しい問題が多いので、難しいところもあったが、実行委員の生徒は新しく参加した子どもたちの気持ちを引き出すことや話題を展開させ、本音が言えるようにしていた。また、来日して間がない子どもたちは通訳をつけるなど配慮したが、日本語が理解できないため、自分の意見を十分に言えない生徒や、どうしても自分のことが言えない生徒もいた。

●ルーツ別 1 日日夜

ルーツ別に中国ルーツ 3、フィリピンルーツ 1、インドネシア・アメリカ・パキスタンなどその他のルーツ 1 の計 5 つのグループで話し合った。

ルーツが同じなので、親の考え方や、育ってきた環境が似ており、より深く話し合えた。話し合ったテーマは班別交流と重なったものもあったが、グループのメンバーが変わったことで異なる視点で話ができようだった。今回はフィリピンルーツの班には保護者のお母さんも参加され、地域での差別や外国での生活の大変さを話してもらえたので、子どもたちは改めて親の世代の苦労なども知ることができた。また、中国ルーツの班では日本語と中国語で話し合っていた。言語の壁がなくなり、日ごろ日本語であまり会話ができない子どもも、母語で家庭や学校の悩みなどを周囲と共有することができた。

7 班別話し合いで出た内容

▼日本に来て困ったこと、友達関係

- 昼休み、誰も話す人がいなくて一人になる。
- 日本に来たとき、ストレスで30キロぐらい太った。
- 5年前に親の都合で日本に来た。日本語が話せない、友達がいない。
親と毎日親子げんかで鬱病になりそうだった。
- 同級生より2歳年上。年上だと分かれると相手は敬語になる。友達が出来ないが、親友がいなくてもいい、今は勉強に集中している。
- 来日直後、日本語が分からないので、毎日ゲームばかりしていた。
- 中国：冗談を言って笑い合える。誰にも言えないことが言える。悩んでいるときに意見を言ってくれるのが友達。
- 日本：冗談のつもりで言っても本気だと思われる。クラスメート＝友達、だから距離を感じる。悩んでいるときに何も言ってくれない。
- 友達と話がかみ合わない。
- 来たばかりの時は珍しがって周りに集まるが、次第にいなくなる。
- 頑張って日本語を話すけど、伝わらなくてからかわれた。

▼先生との関係、先生の偏見

- 生徒指導の先生が何もしていないのに怒ってきた。
- 展示物の習字の作品がなくなった時に、直ぐに生徒を疑った。
- 先生は「まもなく中国は崩壊する」「中国人は爆買いするけど知識はない」と僕のことを無視して自分の考えを言う。学校で挨拶しても無視される。
- 中国の先生は殴る。自分は怒られたことしか覚えていない。
- 世界史の先生が、「中国人ってばかだね～」と言った。それ以来、皆が視線を向けてくるのが恐かった。
- 歴史観が違うのに自分の考えを押しつけてくる。
- 先生に怒られても分からないから、反省してないと思われる。
- 嫌みな言い方をされる。
- テスト前に中国人ばかり集めて教えてくれた国語の先生がいた。

▼日本語

- カタカナは読めるけど、意味が分からない。
- 友達に聞いても説明してもらっても難しい。
- 冗談の意味が分からない時、一人だけ笑えない。
- マンガやテレビを見て日本語の会話を勉強した。助詞が難しい。
- 最初の1年は周りの会話を良く聞くこと、2年目はしゃべれるようになる。
- テストを受けるとき問題が読めない。

▼日本の学校との違い

- 日本は中国より勉強時間が短い。
- 中国では食堂で食べる。毎日夜11時まで勉強していた。宿題も多い。
- 中国では昼寝の時間があつた。全員での掃除はない。
- 中国では、着替えの時間とか無駄だから水泳はない。勉強が大事。
- 日本はいじめがあるから、行きたくない。
- 中国の学校は男女差別がない。
- 家庭科、水泳など日本ならではの授業が困る。
- 音楽の授業のやり方が中国（好きな曲を歌う）と違う。
- 日本の教育は甘い。
- フィリピンではクリスマス会などのパーティがあるが日本では少ない。
日本は先輩後輩の上下関係が厳しい。寒いのに手袋だめ？制服が可愛い。

▼苦手な教科

- 授業中分からなかったことは、放課後残って先生に聞いたり、インターネット、辞書で調べたりする。
- 国語や社会が理解しにくい。先生の話が分からないときは漢字をみて理解する。

▼給食

- 食べられないときは、ティッシュに包んで持って帰った。

▼部活動

- 日本語が分からないとき、バスケの部活でジェスチャーして心が通じ合った。
- 部活は好きだけど、一回先生にすごく怒られて嫌になった。ちょっとしたことですぐおこられる。部活の監督の先生は皆、たいてい怖い。
- 部活の仲間は同じ志があるので一緒にいて楽しい。

▼高校生活への不安

- 4月から高校だが、同じ中学の子は一人しかいない。いつ中国人だと言おうか。
- 高校では、皆、人間関係のスタートは同じだから自分から話しかけよう。
- 毎日日本語を話すのが不安。
- 家から通うか、寮に入るか迷っている。
- 高校は自分から話しかけないとやっていけない。

▼将来の夢

- バスケの選手。声優。会社を作る。調理師。歌手。通訳。
- 大学に進学したいが親が反対する。

▼結婚

- 国籍関係なく、一緒に暮らして行けそうな人と結婚したい。
- ムスリムは結婚に制約がある。イスラム教徒同士でないと結婚できない。
- 二人の国籍が違う場合、結婚はトラブルになりやすい。親を説得するのが難しい。
- 文化のトラブルは、食事の習慣など小さなことから、政治問題までたくさんある。
- フィリピン人と結婚したい。日本人で冷たい人がいる。
- 自分のことを理解してくれる人がいい。

▼家族について

- お母さんが日本人と結婚した。お父さんとは、特別なこと以外は話さない。
- 父の部屋が汚い。掃除が大変。

- パパと呼ぶけど、お父さんとは思っていない。ただのやさしいおじさん。
- 母は中国にいる。いつもは日本人の父と二人だけ。
- 家庭内で離婚や再婚があり落ち着かない。
- お母さんが強くて自分の考えを曲げない。

▼ハーフ、外国人であること

- 日本と中国のハーフだったら、どちらの国からも嫌われる。
- 何か電話で問い合わせたときに「外国人のくせに何で日本にいるの?」と言われた。
- 学校で「ハーフのくせに可愛くない」と言われた。
- 辛いこともたくさんあるけど、チャンスがあったら無駄にせずにつかもう。
努力はよい方向に向かうと思う。
- お母さんが銀行に行ったとき銀行員から「ところでいつ帰るんですか」と言われた。
- 国に関するニュースがあったら、「あんたどこのルーツだっけ?」といじられる。
- 友達と中国語で話しているとき、おじいさんに「お前中国人だろ、何で日本に居るんだ、帰れ!」と言われて、本当にショックだった。
- 中学の時「お前、外国人だろ、帰れ!」と言われたが、気にしないで我慢して「二度と言うなよ」と言った。
- もし、いじめにあったら強い態度でいることが大切。けんかはしないこと。

8 参加者の感想

◆フィリピンルーツ高校生

- ・始めて他の国の方と話をするのが、さいじょうはふあんだったけど、みんなちゃんと話を聞いてくれたり、しつもんとかしてたのであんしんしました。
- ・他の人の話を聞いて、思ったことは他の人も私みたいに日本語があんまり話せなくてくろうしてる人もいっぱいいるだと思って、私もこれから、日本語をせいいっぱいべんきょうして友達とうまく話せるようになりたいです。(原文)

◆中国ルーツ高校生 実行委員

- ・一人一人の話をしっかり聞くことができた。パキスタンから日本に来たばかりの人の話を聞くことができてよかった。最初は、日本に来て困ったこと等を聞いても、「ない」と言っていたけど、通訳を通すと困ったこと(日本に来てすぐのこと)を話してくれてうれしかった。
- ・最初は控えめだったがみんな最後には打ち解けて一人一人意見を聞いた。先生から言われたように、一人に時間をかけて話を聞くことができなかったから、来年はより多くの深い話を聞けるように実行委員として、また頑張りたいと思いました。

◆中国ルーツ高校生 実行委員

- ・家庭関係や友人関係、日本に来て困ったこと等を話しました。途中で泣いた子もいました。私は今年実行委員として参加するのが最後になります。少しでも、もっとみんなのためになっ
たらいいなあと思います。2年間この回に参加させていただいて、自分の悩みもちゃんと話
したり、解決したり本当に感謝しています。3年間振り返って、自分もみんなと同じことに困
ったと思うことがたくさんあります。しかし、それを乗り越えて3年間過ごしました。流れ星
の法則があって、流れ星が表れたときに、常に願いを3回言える人が願いがかなう。みん
なもつねに自分の目標を夢を持ってこれからの人生を楽しく過ごしてほしいと思います。

◆中国ルーツ高校生 実行委員

- ・班別の会では、もう一人の班長に責任を任せっぱなしで自分も班長なのにちゃんとサポー
トできずに悔しいです。

◆フィリピン / イギリスルーツ 中学生

- ・昨日の話し合いについては学校のことや将来何をしたいかなど自分に関係する問題につい
て言うことができた。家族の人は日本の学校に行ったことがないから何をすればいいかよ
くわかりません。時々、なにも手伝ってくれません。しかし、ここでは話したいことを全部
話せます。そして、彼らを信じるができると思います。ここにきてとてもうれしく思い
ます、ありがとうございました。
- ・このグループで私たちは親の話をしました。私は驚きました。なぜなら、普段は恥ずかし
いから家族に関係すること話さないんです。なぜ、話したか、私もわかりません。しかし、
お父さんについてみんなに話せた。私にとって過去の重大なことや、重いことを全部彼ら
に話せてとてもよかったです。自分の気持ちがわかってくれる彼らなら何でも話せます。私
は本当に彼らを信じます。(英文翻訳)

◆大分県から参加した生徒 中国ルーツ高校生

- ・同じルーツを持っている人と相談できて本当にうれしいと思う。話の中に現在自分が困っ
ていることもみんな相談して、アドバイスをもらった。これらのアドバイスは自分のこれから
の人生に大いに役に立つと思う。2日間で様々な話題で話し合って、日本で経験したこと
はみんなに共感され、理解され、本当によかったと思う。また、先生からもとてもいいア
ドバイスをもらったので、本当に感謝したいと思う。

◆静岡県から参加した大学生 ブラジルルーツ

- ・ルーツ別はフィリピンルーツの子供たちのグループにいました。家族での問題、日本人から
の目（偏見）に苦しんでいるのはみんな共通であったと再認識をした。日本語習得、自己

承認欲求が満たされない、様々な問題課題が見えてきた。班別では異なるグループの人たちでもそれぞれが難しい環境で育っていた。普段絶対言えないような内容も当然あったと思う。それを共有できたという意味ではこの話し合いは最適であったと思える。ただ、全員に発言のチャンスがあったかと言われると、そうではなかった。

◆大分県から参加したサポーターの感想

・ ルーツ別はいつも話し合っているグループもありましたが、先輩が質問を工夫したりする中でお互いの新たな発見などもあったようです。先輩が育っていて素晴らしいと思いました。班別の話し合いではいきなり話すのが難しい子がいるのはどこでも当たり前ですが、そこに参加して、先輩の様子や雰囲気、工夫を見ていることが大事だと思います。一緒に参加した子も、その中に身を置いて、じっくり考えてから、思い、聞いて自分のことを話せていました。子どもによっても、参加の度合い、段階があると思います。「①まず、参加する→②他の子と触れる→③聞く→④一歩進んで話す→⑤思い切って話す」のステップと一緒に待ってくれる先輩を私の地域でも増やしたいと思います。

9 おわりに

今回集まった子どもたちにとって、「外国にルーツを持つ」ということは大きな壁となっている。言葉の問題、文化の問題、家庭の問題など、彼らが直面する問題は様々である。

一口に「外国にルーツを持つ」と言っても日本で生まれ育った子どもや、外国で育ち来日した子ども等、その生い立ち様々である。家庭環境も様々で、両親の離婚や再婚によって国と国とを移動することも多い。ゆえに、本来ならば心の拠り所となる家庭内も落ち着かず、精神的に落ち着ける居場所が無いという子どもも少なくはない。子どもによっては、親と離れ、色々な国を渡りながら親戚や知り合いの家を転々としてきた者もいる。

さらに、家から出ると学校や社会では「日本人」と「外国人」という無意識の区別や、そこから発生するいじめに苦しめられることもある。また、ニュースの報道やインターネット上の情報などから自分のルーツに偏見を持たれ、自信を喪失したりもする。

交流会の所々で、「自分の存在感が無い」というような言葉を耳にした。学校や家庭の中での居場所の無さを彼らは感じている。そのような中で、彼らが自分の存在やルーツに誇りを持ち、アイデンティティーを失わないようにするためにも、この交流会は重要な役割を果たしただろう。

この会を通じて子どもたちは自分と同じ悩みを持つ、同年代の仲間と情報を共有することができた。悩みを共有するだけでも、彼らの心の負担を大きく減らすことができただろう。彼らの感想の中にも「(辛い経験をしているのが) ぼくだけじゃないことがわかりました」、「みんなが今までの経験を話してくれて、とても嬉しかったです」など、悩みを共有できたことを嬉しく思っている言葉が多かった。

また、各班で悩みを共有するだけでなく、各々の経験をもとに問題に対してどのように対処すればよいかという、解決策まで考えることができていた。この解決策をともに考えるという作業を通して、日常生活に戻った後でもこの交流会でであった仲間とのつながりを感じることができるのではないだろうか。さら

に、「仲間のために解決策を考える」ということで、自分の経験を前向きに捉え、自分の存在を肯定的にとらえることができた子どもも多くいた。

家庭や社会、学校で居場所が無い、生きづらいている子どもたちにとって、この交流会は精神的に大きな支えとなっている。彼らはいくつもの困難に一人で耐えていかなければならない状況がある。そのような状況のなかで、彼らが自分のアイデンティティーを失わず、自分らしく生きていけるように、今後も居場所としての交流会を続けていきたい。

また、今回、他県への参加の呼びかけを行ったことで、九州全体のネットワークづくりのきっかけができた。今後、熊本県だけでなく九州全体に支援やネットワークを広げていき、「生徒交流会 in 九州」をめざしていきたい。



神奈川の「2016年3月 オルタボイスフェスタ」の取り組み

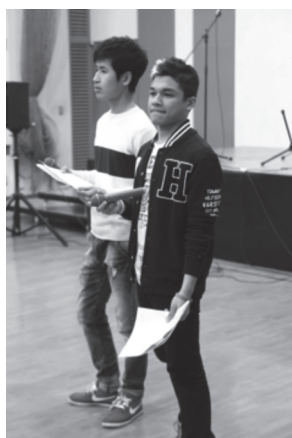
NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ 高橋 徹



オルタボイスフェスタに集まった仲間たち

「オルタボイス」とは、外国につながる子どもたち・若者たちの声～メッセージのことです。本イベントは彼・彼女らと、その友人たちのメッセージの発信の場として毎年行っています。2016年3月26日で、第9回目となりました。歌、スピーチ、ビデオ、ダンス、音楽演奏、展示などの他、模擬店では韓国のチヂミ、カンボジアのちまきや揚げパン、各国の民芸品などの販売も行われました。

子ども・若者たちの企画運営への関わり



このフェスタは私たちNPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ（ME-net）の事業である「外国につながる生徒若者交流事業」に位置づけられており、初夏6月ごろに実施される「オルタボイス交流会」、秋に実施される「オルタボイスキャンプ」そして、3月の「オルタボイスフェスタ」の三部構成になっています。

これらのイベントの中で、育った生徒、若者が運営にも関わるようになっていきます。

今回フェスタの実行委員や司会を担ってくれたのは、座間総合高校、と有馬高校の生徒たちです。有馬高校からは高校3年生2名が担ってくれました。これまで関連3イベントをスタッフとして中止になって支えて

きてくれた生徒達です。今回は高校を卒業した直後で、大学への進学も決まっています。

座間総合高校からは3名の女子が、実行委員会として参加してくれました。司会を担ってくれたうえ、さらにステージでは平和のメッセージを発信し、ウクレレの弾き語りを披露してくれました。わかりやすいメッセージの発信に、メッセージコンクール優秀賞を獲得しました。

メッセージコンクール

昨年から始めたメッセージコンクールは、今年も行いました。メッセージの発信を対象とし、劇、スピーチ、展示などは、その内容が審査対象です。ダンス、バンド演奏などの場合は、ステージの開始のところで「ビデオ」「寸劇」「掛け合い」などの方法で、模擬店で参加する場合は、団体紹介

のところで発信してもらいます。審査委員と会場のみなさんの投票で最優秀賞 1 団体、優秀賞 2 団体を選びます。

参加団体の取り組み



発表に参加する子どもたちは、地域の中学・高校、学習教室、母文化の継承を目的とした活動などを行っているグループなどです。今年のフェスタに参加した団体と、今回のフェスタでの参加のようす、メッセージ発信のようすを紹介します。

「ヨコハマハギハッキョ・チャンゴグループ」はコリアンルーツの小学生中学生を中心にしたチャンゴの演奏活動をしているグループ。いつもながらのレベルの高い演奏で、フェスタの開始を宣言してくれました。

「TIE トマトマの会」日本にきて間もない子どもたちの学習サポートや高校入試の準備をサポートしている団体です。今回は模擬店での参加と、ステージで日頃の取り組みについてメッセージの発信をしてくれました。

たぶんかフリースクールよこはま」本国で中学校を卒業後来日した子どもたちの高校入試のサポートをしている団体です。入試を終え、合格が決まった直後で準備もままならない子どもたちですが、日本にきてからのことや高校入試の体験を流暢な日本語で発表してくれました。今回はメッセージコンクール優秀賞を獲得しました。

「カンボジア母国語を保障する会」は、こどもたちが母語をわすれないように取り組んでいる当事者のグループ。カンボジアのちまきや揚げパン、エスニックグッズの販売をしてくれました。

「NPO 法人 ABC ジャパン」学習補習や高校入試のサポートをしている団体です。今回はギターで歌を披露してくれました。

「信愛塾」は地域で子どもたちをサポートする学習教室。模擬店でチジミの販売をしてくれました。

「元富士見中学、国際教室OB OG」模擬店で中国の小物を販売してくれました。

「神奈川総合産業高校」ネパールから来日まもない女子が、母国ネパールの紹介を覚えての日本語でしてくれました。日本人にネパールのことをもっとしてもらいたいという思いが込められていました。

「厚木清南高校 定時制ダンス部」今年も見事なダンスを披露してくれました。彼・彼女らのダンスは子どもたちの人気の的で、毎年楽しみにしています。

「相模原青陵高校 多文化交流部」模擬店でエスニックグッズやお菓子の販売をしてくれました。

「湘南高校 定時制」外国につながる仲間達の思いを綴ったビデオを上映してくれました。また、ビデオを作成にいたる思いをスピーチしてくれました。共感を呼ぶメッセージに、今回はメッセージコンクール最優秀賞を獲得しました。

「レイアウト」綾瀬西高校の卒業生と現役、及びその友人の中学生、大学生からなるダンスグループです。すてきな日本のお祭り風のコスチュームで、見事なダンスを披露してくれました。俺たちは日本のいいところも持っているよというメッセージが、日本風のコスチュームにした理由だとのこと。

「ALEA」「グループ希望の星」は同フェスタに毎年参加してきてくれ、現在は高校を卒業した若者たちです。フェスタのフィナーレでは、会場のみんなで歌う歌をリードして盛り上げてくれました。みんなで歌った「希望の星」という曲は、元はフィリピンで歌われていた歌で、オルタボイス関連3イベントの中で子どもたちに歌い継がれてきた歌です。



先輩たちの言葉が子どもたちの未来に光を当てる

フェスタには、もう一つの役割があります。それは、先輩から後輩へのメッセージの伝達の間でもあるということです。フェスタの中の「OB&OGによるリレートーク」は、大学に進学したり就職したりと自らの人生を歩んでいる先輩たちが、後輩たちへ自らの経験とたどった道を語ってくれるコーナーで、本イベントの目玉の一つになっています。

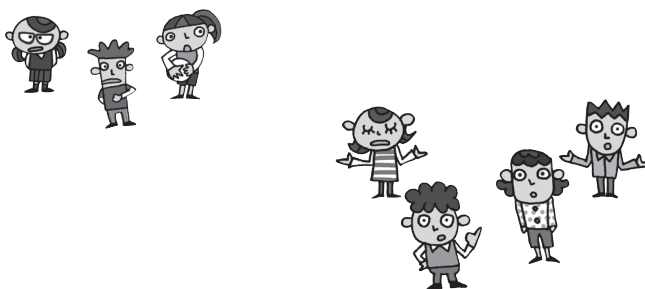
語られる内容それぞれの人生をふりかえって、その時々的心境です。親の都合で日本にきたいきさつ、日本人家族との軋轢、言葉もわからない中での学校での苦悩、日本人クラスメイトからのいじめ・



嫌がらせの体験、オルタボイス交流会・キャンプ・フェスタに参加したときの心境や思い、大学でのこと、社会人となってどのように生きているか。こうした先輩たちの語りが、日本社会で時に苦悩する外国につながる子どもたちの未来に、光を当ててくれます。

● もっと多くの人にメッセージを届けたい

今年の来客も含めた参加者総数は、およそ 250 名。外国につながる子どもたちのことをあまり知らない、大勢の日本人にも、子どもたちのメッセージを聞いてもらいたい。我々の夢でした。メッセージは少しずつ届き始めているように思います。



第16回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

サマーレスパイトデイズ活動報告2015 報告

東洋大学社会学部福祉学科 森田ゼミ

2015年7月18～20日、山梨県南都留郡にある東洋大学セミナーハウスでサマーレスパイトが行われた。この活動はNPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福島の方々のスタッフの方々と、福島県の母子家庭の子どもやその保護者たちと3日間一緒に過ごすプログラムである。毎年夏に森田ゼミとしんぐるまざあず・ふぉーらむ・福島が共同で行っている活動であり、今年で5回目を迎えた。レスパイトケアとは、乳幼児や障がい者、高齢者など要介護者を在宅でケアしている家族の精神的疲労を軽減するため、一時的にケアの代替を行うサービスのことをいう。



まずレスパイト当日の3ヶ月ほど前から、森田明美ゼミ生とゼミ生以外の参加者を交えて毎週水曜日の昼休みに事前学習会を開いた。

そこでは、レスパイト当日の流れや注意事項を確認。しんぐるまざあず・ふぉーらむ福島の職員の方にもきていただき参加する子どもたちがどのような環境で生活しているのか、どのような問題を抱えているかなどを学び、その上で子どもたちとどう関わるかなどを考えた。

また、事前に福島へゼミ生が出向き、子どもたちと交流をして、レスパイトをどのような場にしたいか、その時に何をしたいのかなどについて一緒に考えて、可能な限り実現できるように意見交換をした。

7月18日サマーレスパイト1日目には、まず森田ゼミ4年の男子学生が1名郡山駅に朝8時ごろに行き、子どもたちと同じバスに乗り込み移動に付き添った。しんぐるまざあず・ふぉーらむのスタッフや保護者は女性しかいないので、途中のトイレ休憩等で男の子たちに付き添うためである。これは今年度から始めた試みである。

その後福島からバスで来た子どもたちを大学内で迎えた。昨年参加した人たちは、再会に喜んだり子どもの成長に驚いたりしたが、初参加の子も含めてまだ全体的に少し緊張や人見知りをしている様子が見られた。大学では、学食で昼食をとりキャンパス内を案内した。子どもたちの「大学へ進学したい」という意欲を高めるために、大学は小学校や中学校とはどういうところが違うのか、また、

大学生は普段どのような生活を送っているのかといったこと等を子どもたちに説明した。子どもの中には「東洋大に行きたい!」と言ってくれる子もいて、とても嬉しかった。

その後、バスでセミナーハウスへ移動した。例年はセミナーハウスに着いてから子どもたちと学生が顔を合わせるのだが、今年はバスの移動も子どもたちと学生が共にできるようにした。バス内でも学生が考えたレク等をして、子どもたちと楽しんだ。



約3時間の移動の末、セミナーハウスに到着した。施設内の説明や改めて自己紹介などをした。さらに夕食や花火や入浴、宿題などを通して最初は人見知りをしていた子たちもだんだんと学生やほかの子たちと打ち解けていく様子が見られた。

2日目は、ラジオ体操と朝食を済ませた後、「森と湖の楽園」という施設にバスで移動し、バーベキューやスタンプラリーを行った。その際、全員一斉にバス移動はできないため先発組と後発組に分けて、先発組は森と湖の楽園にて、後発組はセミナーハウスにてレクを行った。全員が森と湖の楽園に到着してから、スタンプラリーを行った。なるべく早くゴールするために子どもと学生が力を合わせてスタンプを集めていく様子を見て、さらに学生と子どもの仲が深まったように思えた。

その後、バーベキューをした。火起こしから準備を始めたのだが、早く火起こしをできる班となかなかできない班がいたが、皆が協力して準備をしていた。大変な準備を終え、美味しそうに肉や野菜を頬張る参加者たちの姿が印象的だった。食べ終わった後はスイカ割りで盛り上がった。うまく割れる子もそうでない子もいたが、夏らしい遊びを楽しんでいる人が多かったように思えた。さらに、子どもたちがだんだんと自分の担当以外の学生とも打ち解けていく様子が見られた。

子どもたちと学生数名はその後河口湖駅でお土産を買い、他の学生は先にセミナーハウスへ戻ったが、家族や友達に真剣にお土産を選んでいる姿が印象的だった。バスを待っている間、子どもたちは森と湖の楽園にある大きなブランコに乗ったり木の実を拾ったりして遊んでいた。中学生の子が



小学生の子たちをブランコに乗せ背中を押している姿を見て、年齢も性別も超えてみんなが仲良くしていることに嬉しくなったし、子どもたちもこのレスパイトを通して成長していることを実感した。子どもの中には、大きなブランコで遊んだことが3日間で最も楽しかったと語る子もいた。

セミナーハウスへ帰ってからは、また花火や宿題をやり最後の夜を過ごした。

3日目は朝食後、荷物の片づけや部屋の掃除をした。最初は人見知りで大人しかった子も、ここでは自分から行動する姿が見られた。この日は、最後の行事としてみんなでドッジボールやテニスを

した。学生と子どもが交ざって走り回る姿が素敵だった。

そして、「また会いましょうの会」を行い、子どもたちがそれぞれ一番楽しかったことを語ってくれて「来年は4泊5日がいい」と言う子もいて、楽しんでくれた様子が伝わってきて嬉しかった。

最後の昼食の時間には、好き嫌いをして野菜を食べなかった子も野菜をきちんと食べるなど、子どもの成長を感じられた。

そしていよいよバスに乗ってお別れの時間になった。感謝の気持ちを書いた手紙を渡したり「また来年も絶対会おうね!」と言ってくれたりして、本当にお別れなのだなと実感した。3日間の楽しかった時間が終わってしまうのは本当につらかった。子どもたちを乗せたバスが発車してから、お互いが見えなくなるまで手を振り続けているのが印象的だった。また来年も成長した姿を見せてくれることを願っているし、学生も成長しなくてはいけないと身が引き締まった。帰りのバスも行きと同じように森田ゼミから3年の男子学生が2人付き添いで乗り込み、レク等をした。

残りの学生もその後バスで帰り、バス内で振り返り等をして3日間のサマーレスパイトを終えた。

また、今年度からレスパイト当日以外にもフォローアップとして、様々なイベントで2～3ヶ月に1回ほどゼミ生がしんぐるまざあず・ふぉーむ福島の子どもたちと関わるようにした。



東洋大学福祉社会開発研究センター シンポジウム

子どもにやさしいまちづくりの展開

―大震災を経験したネパールと日本の取り組み―

東洋大学福祉社会開発研究センター(以下「センター」)は、平成19(2007)年度より自治体との連携による研究プロジェクトを展開してきました。現在は、文部科学省「戦略的研究基盤形成支援事業」の採択を受け、「高齢者、障害者、子どもの社会的孤立に対応する見守り支援・自立支援に関する総合的研究」を平成29(2017)年度まで実施しています。

今回のシンポジウムでは、アジア子どもの権利フォーラム(以下「フォーラム」)と子どもの権利条約総合研究所の協力を得て、子ども支援と子どもにやさしいまちづくりについて、ネパール地震からの復興も含め積極的な取り組みを展開するネパールから学びつつ、東日本大震災からの復興支援の取り組みを展開する自治体からの報告を受け、日本の課題を検討するシンポジウムを開催します。

- ◆日 時 2017年7月9日(日)13:00～17:00 (12:45受付開始)
- ◆場 所 東洋大学白山キャンパス8号館7階125記念ホール
- ◆参加費 無料
- ◆プログラム

コーディネーター：荒牧重人(山梨学院大学教授／センター評価委員／フォーラム共同代表)
内田塔子(東洋大学准教授／センター研究員)

13:00～13:10	趣旨説明 森田明美(東洋大学教授／センター長)
13:10～14:40	報告及び質疑 *英日逐次通訳あり(平野裕二〔子どもの人権連代表委員〕) 報告 (1)ネパールにおける子どもにやさしい地方行政と震災からの復興 Mr.Bishnu Datta Gautam(ビシュヌ・ダッタ・ガウタム) ネパール連邦問題・地方開発省地方公共団体対策課長 (2)子どもにやさしいまちにおける行政と市民社会の連携・協働、子ども参加の取組 Mr.Gauri Pradhan(ガウリ・プラダーン) CWIN(Child Workers in Nepal)創設者／LDC(後発開発途上国)ウオッチ国際コーディネーター
14:40～15:00	休憩
15:00～16:20	報告及び質疑 発題：森田明美(東洋大学教授／センター長) 報告 (3)震災復興における宮城県の子どもの支援の取り組み 志賀慎治(宮城県保健福祉部子育て支援課長) 平野幹雄(東北文化学園大学教授) (4)日本の子どもにやさしいまちづくりにおける市民社会との連携・協働 ―川崎市の取り組みを中心に― 西野博之(川崎市子ども夢パーク所長)
16:20～17:00	全国討論及び総括

- ◆申し込み 氏名、住所、所属、連絡先を明記の上、下記事務局にメールもしくはFAXでお申し込みください。(申し込み締め切り：2017年7月6日(木))
*申し込みの際に収集した個人情報は本シンポジウムの開催のためにのみ利用し、その他の目的に使用しません。
- ◆事務局 東洋大学福祉社会開発研究センター
TEL & FAX 03-3945-7504 E-mail: cdws20813@toyo.jp
- ◆主 催 東洋大学福祉社会開発研究センター
- ◆協 力 アジア子どもの権利フォーラム、NPO法人／国連NGO・子どもの権利条約総合研究所



子どもの人権連 第32回 総会・学習会

◆日時 2017年9月15日(金) 16:10~18:00 (予定)

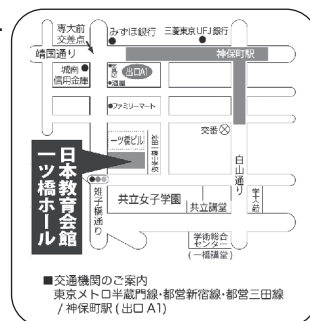
◆会場 日本教育会館 8階 第2会議室
(東京都千代田区一ツ橋2-6-2/ 神保町駅A1出口より約200m)

◆参加費 無料 事前申し込み不要

●総会

●学習会 ※総会終了後開始

- 1 子どもの権利委員会
第4・5回日本政府報告書等の動向
- 2 講演「障害者権利委員会日本報告書審査等をめぐる
動向について(仮)」



子どもの人権や教育に関する報道と記録から…

■ 2017/2/4 【朝日新聞】

入学準備金、入学前に 6～7月支給を前倒し、自治体増加

経済的に苦しい家庭の小中学生約150万人が受けている「就学援助」の一環で支給される入学準備金について、支給時期を前倒しする自治体が増えている。朝日新聞のまとめでは、少なくとも全国の約80市区町村が、入学後から、制服購入などで出費がかさむ入学前に変更していた。子どもの貧困が問題化するなか、前倒しはさらに広がりそうだ。文部科学省の2014年の調査によると、学校教育のために家庭が支出する金額は小中学校ともに1年生が最も多い。中1では制服だけで平均4万6千円。体操服や上履き、通学かばんなども含めると入学前に10万円以上かかる場合もある。入学準備金はその一部に充てるお金として、市区町村が定額を支給している。支給時期は入学後の6～7月が主流だ。多くの自治体は支給対象世帯かどうかを入学前年の世帯所得で判断するが、所得に基づく納税額が確定するのは5月ごろになるためだ。朝日新聞のまとめでは、今春入学する新小1、新中1の両方またはいずれかに支給する分から前倒しすることにしたのは、東京都の文京区、新宿区、豊島区、世田谷区、八王子市、武蔵野市、神奈川県の大和市、海老名市、札幌市、北海道苫小牧市、宇都宮市、群馬県太田市、甲府市、長野県松本市、三重県四日市市、伊勢市、大阪府の柏原市、泉大津市、北九州市、熊本市、佐賀市、長崎市など、少なくとも約60市区町村に上る。大半が3月支給だが、より早い12月や1月とした例もある。支給額を独自に上乗せする例もあり、群馬県太田市は新小1は4万円、新中1は5万円と、国の目安のほぼ倍額にした。三重県教委は昨夏、県内29市町の教育長に前倒しの検討を要請。四日市市など5市町が前倒しを決めた。昨年春以前に前倒しを始めた自治体も、少なくとも約20ある。14年に施

行された「子どもの貧困対策法」では、貧困対策は自治体の「責務」と明記された。3月から支給を前倒しする八王子市教委の担当者は「対策法は意識しているが、予算措置を伴う新たな貧困対策はなかなかできない。前倒しは事務手続きの見直しで可能なため決めた」と話す。

■ 2017/2/4 【朝日新聞】

先生のゆとり、どうつくる 連合総研、 実態調査もとにシンポジウム

教員の忙しさをどうとらえ、どう解決するか。連合のシンクタンク「連合総研」が公立小中学校の教諭を対象にした実態調査をもとに都内でシンポジウムを開いた。研究者たちは現状と解決策をどう見たか。連合総研の調査では、小学校の教諭が職場にいる平均時間は11時間33分、中学校は12時間12分だった。単純比較できないが、同総研の07年の民間労働者のデータと比べると小学校の方が2時間18分、中学校が2時間57分長かった。目立つのは部活動の負担で、運動部顧問の48%が朝7時半前に出勤、50%が夜8時以降に退勤していた。長時間労働で家庭生活も犠牲になりがちだ。「必ず」「だいたい」毎日、家族全員と一緒に夕食をとるのは小39%、中33%で民間労働者の52%を下回った。月～金曜日の平均睡眠時間は小6時間6分、中6時間4分だった。教諭が労働時間短縮への学校の取り組みとして挙げたのは、小学校が(1)ノー残業デー(47%) (2)校内会議の精選・会議時間の短縮(39%) (3)ICTなどによる校務支援システムの整備(21%)、中学校が(1)ノー部活動デー(34%) (2)校内会議の精選・会議時間の短縮(31%) (3)ノー残業デー(28%)。だが、中学校の「校内会議の精選・会議時間の短縮」以外は効果がみられなかった。連合総研は「ゆとりができてても他の業務に当てるため」とみる。負担に感じる業務は、保護者・

地域からの要望・苦情への対応が最も多く、小で84%、中で82%、国や教育委員会からの調査・アンケートへの対応が小で83%、中で80%。3位は小学校が成績一覧表・通知表作成、中学が児童・生徒への問題行動への対応で、ともに79%だった。

■ 2017/2/9 【朝日新聞】

少年法適用年齢引き下げ、法制審に諮問 来年以降に結論

少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げるかや、懲役刑と禁錮刑を一本化する見直しなどについて、金田勝年法相は9日、法制審議会に諮問した。法制審は来年以降に結論を取りまとめる見通しで、答申を受けて法務省が少年法や刑法などの改正案を検討する。少年法の適用年齢は1948年の制定以来、「20歳未満」とされてきた。だが、選挙権が18歳に引き下げられ、民法の成人年齢も引き下げの議論が進むことなどから、少年法についても法務省が引き下げの是非を検討してきた。日本弁護士連合会などは「18、19歳が成人と同じ刑事裁判を受けることになり、立ち直りに必要な教育が受けられなくなる」と反対している。法制審ではこうした懸念を踏まえ、仮に引き下げの場合でも、少年院で行う教育を刑務所で受けられるようにすることなどを検討する見込みだ。刑罰制度の抜本的な見直しも議論する。現在は、成人が拘束される刑として、刑務所での作業が義務づけられる懲役刑と、作業義務がない禁錮刑がある。法制審では、これらの刑を一本化した新たな刑罰制度を設けることで、18、19歳が少年法の適用から外れても、刑務所で学習指導や改善プログラムに時間を割ける仕組みを議論する。新制度はすべての成人を対象とし、障害がある受刑者や高齢の受刑者についても、再犯防止の指導をしやすくする仕組みを検討する。「むしろ引き上げるべきだ」。日本児童青年精神医学会は、少年法の適用年齢引き下げに反対する声明を発表している。学会の「子どもの人権と法に関する委員会」委員長を務める児童精神科医の高岡健さん（63）は「文化や文明が発達すればするほど、大人になる

年齢は上がる。適用年齢を下げることは文明が下がるということ」と話す。現在も、重大事件を起こした16歳以上の少年は原則、検察に逆送される。「逆送が少年の更生にどう有効で、適正に機能しているかを先に検証するべきだ」窃盗など比較的軽い非行では現在、家庭裁判所で教育的な働きかけを受け、不処分や少年院送致などになる。しかし、18、19歳が少年法の適用外になれば、大多数は起訴猶予か罰金刑になるとみられる。非行の背景には、虐待などの家庭環境や障害などもある。「刑罰による処遇では、治療や支援から遠ざけられ、再非行のリスクは減らないままになる」元少年院長の八田次郎さん（72）は「立ち直るには、心配してくれる人がそばにいたことが一番重要。刑務所ではできないが、少年院は少年と法務教官が更生という同じ目標に向かって協働する色彩が強い」と話す。自分が大切にされているという気持ちを育て、人の役に立つ体験を積み重ねることを、少年院では大事にしているという。刑罰を与えるより、少年院での教育の方が更生の可能性はずっと高い、と八田さんはみる。「刑罰を与えるだけでは社会から排除することになる。しかも少年法の適用外なら実名報道になり、立ち直りが非常に難しくなる」と危惧する。これに対し、犯罪学が専門の藤本哲也・中央大名誉教授は、公職選挙法や民法と「大人」の年齢をそろえる観点から「国民の混乱を招かないためにも統一した方がよい」と引き下げに賛同する。多くの国が18歳で成人としていることも理由だ。ただ、「18～25歳を『青年層』として新たに位置づけ、特別の政策を設ける必要がある」という。発達上、25歳ぐらいまでは様々な影響を受けやすいという研究結果もあるという。「起訴前に本人の特性をよく調べ、少年法の手続きと成人の刑事手続きを検察官が選択できる制度を設ければ、現在よりも再犯を防ぐにはむしろ効果的な仕組みになる」と話す。少年の対応に実績のある家裁の調査官や、更生に詳しい保護観察官が調査にあたることを提案する。

■ 2017/2/15 【朝日新聞】

「生きる力」3つの柱で 学習指導要領改訂案

これからの学校教育のめざす方向性は——。文部科学省が14日に公表した小中学校の学習指導要領と幼稚園教育要領の改訂案。子どもたちに必要な力を育むとして掲げられたのが「主体的・対話的で深い学び」だ。学校の授業はどう変わるのか、ポイントをまとめた。幼稚園、小・中学校すべての改訂案で、「第1章総則」の前に「前文」をもうけて、教育基本法が掲げる教育の目的と、五つの目標を初めて記した。幼稚園教育要領は「我が国と郷土を愛する」とふれるのも初。いずれも「社会に開かれた教育課程」という新しい考え方を示したうえで、指導要領（教育要領）は、その実現のために「教育課程の基準を大綱的に定めるもの」と位置づけた。要領の役割としてまず「教育水準を全国的に確保すること」を挙げた。「社会に開かれた教育課程」とは、「よりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有」することや、どのように学び、どのような資質・能力を身につけられるようにするのかを教育課程ではっきりさせて、社会と連携することなどと説明している。

この数年、学校や塾など教育界で数多く使われた「アクティブ・ラーニング（AL）」の言葉が、改訂案に盛り込まれなかった。もともとは、海外で行われていた議論や討論を中心にした授業形態を指す言葉だ。今回の改訂に向けた議論を重ねてきた中央教育審議会が2016年12月に出した答申では「アクティブ・ラーニングの視点」を明記し、これに基づいた授業改革を盛り込んでいた。全国の学校では「アクティブ・ラーニング」と冠した授業が広まり、この言葉を冠した本も数多く出版されるなど、定着しつつあった。それなのに、なぜ、文科省は改訂案に盛り込まなかったのか。文科省の担当者は「学習指導要領は広い意味での法令にあたり、定義がないカタカナ語は使えない。ALは多義的な言葉で概念が確立していない」と説明。ALが示した子どもたちが能動的に学ぶ授業の重要性は変わらないとする。改訂案では、ALに代わっ

て「主体的・対話的で深い学び」という表現が使われている。

■ 2017/2/24 【朝日新聞】

部活動、週1休んでみたら 生徒「宿題できた」 顧問「大会前は不安」

教員の負担や残業時間を減らそうと、大阪府立高校で今年から最低週1回、部活動の休養日を設けることになった。学校現場からは期待と不安が入り交じった声があがる。大阪府教育庁は昨年末、府立学校計182校に対し、週1日以上、部活動の休養日を設けることを義務付けるよう通知。今年1月から試行、4月から本格実施する。背景には、教職員の残業時間増加があった。府立学校の教員で残業時間が年間1千時間を超えたのは2014年度で307人、800時間以上は808人。最大の理由は部活動だった。一方、中学校でも教職員が部活動の指導に追われる状況は変わらない。大阪市立中学校の男性教諭（57）は「私の場合、10年ほど前までは『年間360日』の練習が基本だった」と振り返る。大阪市では部活動の休養日制度はない。男性教諭は、柔道部の顧問を30年以上務め、全国大会出場の経験もある。実績を積みほど周囲の期待が高まり、身動きが取れなくなるという。「保護者から生徒を預かっている以上、試合で負けられないという重圧があった。そこから逃れるには練習しかなかった」土日祝日は練習試合や大会が目白押し。部活動以外にも担当教科の教材研究や教育委員会への調査回答、生徒指導に保護者対応、学校や地域の会議、校内研修など仕事は尽きない。倒れた同僚もいた。自身も胃潰瘍（かいよう）や不整脈で「体はボロボロ」になった。ここ数年は月2回程度は休養日を設けているが、もっと休みは増やすべきだと思う。こうした状況などから、大阪府は15年度から市立中学校8校で、一部の部活動の指導を民間委託している。ただ、試行の域を出ず、来年度の実施は130校中10校にとどまる。14年に発表された経済協力開発機構（OECD）の調査では、日本の中学教員の1週間の勤務時間は参加国・地域の中で最長となる53.9時

間（平均38.3時間）。授業にあてる時間は17.7時間と平均を下回った一方、部活動などの課外活動の指導時間は平均の約3.7倍に上った。スポーツ庁が昨年実施した調査では、部活動の顧問に原則、教員全員があたると回答した中学は87.5%で、休養日を設けていない学校も22.4%あった。同庁などは今年1月、全国の教育委員会などに対し、部活動の休養日を設けるよう通知。新年度には、高校も含めて部活動の実態を改めて調査し、適切な練習時間や休養日数を盛り込んだガイドラインをまとめる予定だ。担当者は「医学的な分析を踏まえ、教職員や生徒の負担軽減に努めたい」と話す。

■ 2017/3/9 【朝日新聞】

虐待通告、初の5万人超 警察から児相へ、昨年46%増

虐待を受けているとして警察が昨年、児童相談所（児相）に通告した18歳未満の子どもは5万4227人だった。前年より46・5%多い。統計がある2004年から12年連続で増え、初めて5万人を超えた。警察庁が9日発表した。刃物を示して脅したり部屋に閉じ込めたりする心理的虐待が前年より5割以上多い3万7183人で、全体の7割近くを占めた。そのうち、子どもの前で配偶者らに暴力を振るう「面前DV」が2万4998人に上る。身体的虐待は1万1165人、育児放棄（ネグレクト）が5628人、性的虐待が251人。事件として親や養親らを摘発したのは、無理心中や出産直後の殺人なども含め、31・5%増の1081件、被害者数は1108人で、ともに過去最多。事件の8割を身体的虐待が占める一方、心理的虐待は事件化が難しく、摘発数の2・9%にとどまる。亡くなった子どもは無理心中などを含め、9人増の67人。また、通告とは別に警察が児相や市町村に情報提供したのは1万6141件で、前年の4・3倍に増えた。この一部は通告に至っている。警察庁は昨年4月、警察官が現場で虐待の疑いが認められないと判断したケースでも、児相や市町村に取り扱いがないか照会するなどして情報共有するよう全

国に指示し、情報提供の増加につながった。警察庁は昨年の児童ポルノ事件の状況も発表した。摘発は8・2%増の2097件、被害に遭った子どもは45・1%増の1313人で、ともに過去最多を更新した。

■ 2017/3/9 【朝日新聞】

いじめ摘発・補導267人 昨年、小中高生 3年連続で減

いじめに絡む事件で警察が昨年、逮捕や書類送検、補導した小中高生は267人で前年より64人（19%）減少し、事件の数も149件で51件（26%）減った。いずれも3年連続の減少。警察庁が9日発表した。摘発・補導した267人（うち女子42人）は、中学生が174人で65%を占め、高校生49人、小学生44人。容疑別では、暴行86人、傷害76人、暴力行為22人、強制わいせつ20人、恐喝18人の順に多かった。無理やり服を脱がせて裸にした写真をSNSで仲間と共有したり、「性格悪い」などと侮辱する内容を書き込んだりといった、ネットを使った事件は前年より1件多い14件だった。事件の被害者は140人（うち女子28人）で、中学生92人、高校生27人、小学生21人。いじめについて相談していた相手（複数回答）は保護者が74%、先生49%、警察などの相談機関21%で、誰にも相談していなかった人も12%いた。いじめ防止対策推進法の施行に伴い、警察庁は2013年、いじめの定義を「反復継続がないケース」も含むよう変更している。

■ 2017/3/10 【朝日新聞】

原発避難いじめ、全国規模で調査・結果公表へ 文科省

東京電力福島第一原発の事故で、福島県外に避難している子どもへのいじめが各地で明らかになっている問題について、松野博一文部科学相は10日、いじめを受けた子どもたちの状況を調査し、公表する考えを明らかにした。法務省も全国の法務局などに対し、震災を原因とするいじめが疑われる場合に適切な

対応を取るよう通知した。文科省は昨年12月、避難している子どもがいじめられていないか確認し、支援するよう全国の教育委員会などに通知を出していた。これをもとに、近く小中高校でのいじめの件数や解消したかどうかの報告を求め、結果を公表する。松野文科相は「通知のフォローアップとして状況を把握し、偏見や差別に基づくいじめ防止に努めたい」と語った。一方、法務省は先月中旬に法務局などに出した通知で、いじめが疑われる場合は学校に対応を求めるのか、警察と連携して対応するのかなどを判断し、「人権侵犯事件」として扱う可能性のある場合は速やかに対応するよう求めた。

■ 2017/3/17 【朝日新聞】

原発避難やLGBTに配慮 いじめ防止法、基本方針改定 文科省

いじめ防止対策推進法に基づいて国が定める基本方針について、文部科学省は16日、新たに原発事故で避難生活をする子どもや、性的少数者（LGBT）への対応を盛り込んで改定し、全国の教育委員会などに通知した。また、学校内での情報共有不足が子どもの自殺につながる例が相次いだため、情報共有を怠れば同法に「違反し得る」と明記。学校にマニュアルなどを定めるよう求めた。2013年に施行された同法は、施行3年をめどに具体的な対策のあり方を見直す規定がある。今回の改定では、発達障害を含む障害▽外国人の子ども▽性同一性障害や性的指向・性自認▽東日本大震災での被災や原発事故による避難——に関するいじめについて「特に配慮が必要」と指摘。教職員の理解や必要な支援、周囲の生徒らへの指導を求めている。特に震災関連では、原発事故で福島県から横浜市内に自主避難した中学生が名前に「菌」を付けて呼ばれるなど、各地でいじめが発覚したことを重視。被災による心身への影響などを「教職員が十分に理解し、心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、未然防止・早期発見に取り組む」と記した。一方、同法は各校に常設する「対策組織」を中心に情報共有し、いじめに対して組織的に対応するこ

とを義務づけたが、担任らが情報を抱え込んだまま後手に回る例が相次いだ。このため、いじめの通報、情報共有、対処などの流れをマニュアル化し、各教委が学校の対応状況を確認するよう基本方針に盛り込んだ。これに伴う教職員の負担を減らすため、教委が生徒指導専任教員や部活動指導員を配置することも「実施すべき施策」とした。また文科省は、自殺や不登校など同法が規定する「重大事態」への対応をまとめたガイドラインも新たに作成。重大事態を狭く解釈しないよう、暴行を受けて骨折▽わいせつな画像をネット上で拡散▽スマートフォンを壊された——など、これまでに重大事態として扱われた例を紹介し、教委や学校への対応に重大な過失があれば「教職員の懲戒処分の要否を検討すること」とも記した。

■ 2017/3/24 【朝日新聞】

障害ある子どもと一緒に学べる 車いす生活、運動会や水泳も試行錯誤 同級生、支援「当たり前」

障害があってもなくても同じ教室で学ぶ「インクルーシブ（包摂的）教育」。日本ではなかなか広がらないなか、静岡県掛川市の小学校に4年前、車いすの女子児童が初めて入学した。一緒に過ごすことで教員やほかの児童の「障害」への向き合い方も変わってきたという。2月下旬、掛川市立和田岡小学校4年生の体育の授業。クラスメートが室内サッカーをしている横で、タイムキーパー役の佐野夢果（ゆめか）さんがストップウォッチを片手に、声援を送っていた。生まれつき両足の力が弱く、日常生活には電動車いすが必要だ。佐野さんが入学する当時、一定の障害がある子どもの就学先は特別支援学校が原則だった。和田岡小への入学を市教育委員会に相談した佐野さんの両親は、担当者に「（小学校への入学は）前例がない」と言われた。母の富江さん（49）は和田岡小への入学を暗に拒まれているように感じ、不安だった。富江さんらは約1年間、掛川市長に和田岡小への入学を文書などで求め続けた。そのかいあって、入学式直前に認められた。入学後はエレベーターや

専用トイレなどが順次、整備された。学校側も佐野さんとの向き合い方で試行錯誤したという。佐野さんの入学と同時に赴任した平川由加里校長は「肢体不自由の児童の受け入れは初めてだったので、話し合いを大切にしてきた」と語る。佐野さんは、すべての授業や行事に参加する。運動会の徒競走は、スタート位置をゴール寄りにすることで、車いすで参加できる形になった。水泳の授業では車いすから降りてプールに入れるよう、底に足場を置いて深さを調整している。和田岡小によると、同じ教室でともに過ごすことで、ほかの児童に良い影響がみられるという。佐野さんは身の回りのことはほぼ自分で行うが、できないことがあった時は、同級生たちがサポートする。中山睦稀（むつき）さん（10）は率先して手伝うタイプだ。昇降口では佐野さんが上履きに替えるのを手伝う。「当たり前なことだし、うれしい気持ちになる」車いすにかけたリュックを降ろしたり、ぬれた車いすのタイヤを拭いたり。自然にほかの児童たちも動く。「きょうだいにも優しくなったんですよ」。富江さんは同級生の保護者から、そう言われたこともあるという。平川校長も「障害がある人と向き合う時の気持ちや心構え次第で、物事は良い方向に行くと思うようになった」。佐野さんの入学後、和田岡小は学校の指針に「インクルーシブ教育」を掲げた。すべてが理想通りとはいかないが、富江さんは「娘が前例となり、どんな障害がある子も地域の学校で学ぶことが当たり前になれば」と願っている。2014年に国が批准した障害者権利条約に基づき、文部科学省は「インクルーシブ教育システム」を推進している。ただ、障害児が通常学級で学ぶ例はなかなか増えないのが実情だ。同省によると、15年度の全国の特別支援学校の在籍者は約13万8千人。少子化で子どもの数は減っているが、10年前より3万人以上増えた。特別支援学校は計1114校で、112校増えた。条約は「障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと」などを求めているが、文科省は特別支援学校も「一般的な教育制度」の枠内にあるとの立場をとっており、「多様な学びの場を確保する」として、特別支援教

育も推進している。障害児の就学をめぐるっては、13年の学校教育法施行令改正で、就学先の選択では本人・保護者の意見を最大限尊重することになった。一方、文科省によると、公立小中学校の通常学級で学ぶ障害児の数は13年以降も約2千人余り（発達障害は含まず）で横ばいの状態が続いている。

■ 2017/3/25 【朝日新聞】

道徳教科書に意見244件 初の検定 いじめ、全社扱う

文部科学省は24日、2018年度から使われる小学校の道徳と高校の各教科の教科書の検定結果を発表した。小学校道徳は初めての検定。申請した8社の全24点（66冊）が合格したが、同省は「国や郷土を愛する」「公共の精神」などの学習指導要領の内容に従っているか、細部に至るまで検定意見を付けた。また、全点がいじめ問題を取り上げた。「点」は文科省が検定する際の単位で、複数学年分や別冊を含む。道徳は現在、「教科外の活動」との位置づけで、検定のない副読本が使われているが、教科になるため、授業での使用義務がある教科書を使うことになる。申請した8社の教科書の内容は、いずれも道徳的な場面を描いた読み物の前後に、登場人物の心情理解や自分の考えなどを尋ねる設問がつく形。同省は全24点（66冊）に誤記なども含め244件の検定意見を付け、出版社はいずれも修正した。うち43件が学習指導要領に沿った記述を求める意見だった。例えば、指導要領で学ぶこととされている「友情、信頼」といった項目だけでなく、「学び合って友情を深め、異性についても理解」など項目を具体的に説明した部分にも全て沿うよう求めた。道徳の教科化は第1次安倍政権でも検討されたが、世論の反対もあって実現しなかった。その後、11年に大津市の中学生がいじめで自殺したことが社会問題化した際、安倍晋三首相肝いりで発足した「教育再生実行会議」が対応策として「人間性に深く迫る教育を行う」として教科化を提言。実現した経緯がある。教員は道徳について子どもを文章で評価するが、内面を評価できるのか、子どもが教員が

望むように振る舞うおそれはないか、などの懸念もある。道徳以外では、高校の11教科213点(226冊)の申請があり、いずれも合格した。地理歴史・公民では、集団的自衛権の行使容認や安全保障関連法の成立についての記述を巡り、武力行使の新3要件が網羅的に書かれていない6点(6冊)に「生徒にとって理解し難い」などの意見がついた。

■ 2017/3/27 【朝日新聞】

部活に休日、愛知が義務化 中学は週2日 高校は週1日

教員の忙しさを解消しようと業務の見直しを進めている愛知県教育委員会は27日、公立の中学・高校での部活動の休養日について基準を決めた。4月から、中学校は平日を含めた週2日、高校は週1日(土日のいずれか)の休みを「必須」とし、事実上義務化した。県教委がまとめた「教員の多忙化解消プラン」によると、大会参加などで土日に部活動をする場合、学校側には代替休養日を確保することも求めている。県教委は2017年度に部活動指導の実態を調べ、18年度に「部活動指導ガイドライン」を策定。その後も休養日の基準については見直しを検討するという。県教委が公立小中学校・高校・特別支援学校の教員を対象とした15年度の調査では、1カ月の残業が80時間を超えた教員の割合は中学校が4割近くで最も多く、100時間超も2割を占めた。多くは部活動の顧問をしていた。また、県立の高校と特別支援学校では、月80時間以上の残業をした教員の従事時間の内訳をみると、4割以上が部活動を指導していた。このため県教委は、残業を減らすためには部活動の指導時間を減らすことが必要だとして、休養日の確保を各学校に求めることにした。実際の運用は各学校で判断するという。「過労死ライン」とされる月80時間超の残業を段階的に減らし、19年度には残業ゼロをめざすのが県教委のねらいだ。長野県や大阪府でも同様の取り組みをしているが、全国的には珍しいという。文部科学省も今年度、「全国体力調査」で中学校の部活動の休養日について調査を始め、休養日を設けるよう

全国の教委に通知した。プランでは、教員の在校時間を正確に把握するため、県教委は出勤記録を手書きから電子化する研究を進めることも盛り込んだ。市町村教委への在校時間調査も年1回から複数回に増やす。例えば、学校の開錠は早くとも午前7時半、施錠は遅くとも午後8時などとし、保護者や地域住民への周知も17年度中に検討する。県教委は昨年6月から「教員の多忙化解消プロジェクトチーム(P.T)」で教員の勤務時間や部活動への関わりについて議論してきた。P.Tの提言を踏まえ、県教委が「教員の多忙化解消プラン」をまとめた。

■ 2017/3/30 【朝日新聞】

児童虐待の対応、市町村関与強化 児相の人手不足受け

増え続ける児童虐待への対応を強化するため、厚生労働省は29日、緊急性の低い事案について児童相談所(児相)ではなく市区町村の窓口が対応するよう求める指針をまとめた。児相が深刻な事案の対応に集中できる体制を整える狙い。月内にも自治体に通知する。対応先については、児相と市区町村が協議して決める。その際に、家庭の状況や虐待リスクの有無などを記した資料を共有する。市区町村が担うのは、配偶者間の暴言があると通告を受けたが子どもへの被害が確認できず再発の可能性が低い事案や、予期せぬ妊娠などで妊婦への支援が必要だが市区町村に相談がない事案などを想定している。こうした方針は4月に施行される改正児童福祉法で定めた。児相が対応した児童虐待の件数は2015年度に初めて10万件を超え、児相の人手不足が課題となっていた。

■ 2017/3/30 【朝日新聞】

中3英語、「話す」を別日程に 全国学力調査の最終報告

小学6年と中学3年を対象の「全国学力調査」について検討していた文部科学省の専門家会議は29日、2019年度から中3で始める英語の新テストについて最終報告を公表

した。「読む・書く・聞く・話す」の4技能を測り、3年に1回程度で実施。「話す」については別日程とし、パソコンなどに音声进行録音する方式を採る。いまの学力調査は、国語と算数・数学の2教科が毎年、理科が3年に1回程度で4月に行われる。文科省は今後、英語の出題内容や採点方法などの詳細を詰め、18年度に試行テストをする。最終報告によると、英語の4技能のうち「読む」と「聞く」はマークシート式、「書く」は記述式で答える。一方、「話す」は他の3技能と別日程で、生徒はヘッドホンを着けてパソコンやタブレット端末を使う。英語の質問に英語で答えて音声を吹き込み、録音データを委託業者に送って採点。準備を含めた試験時間は10分程度とする。また、専門家会議がまとめた学力調査についての提言を踏まえ、文科省は17年度から、都道府県別のほかに政令指定市別の成績も公表。「国語A」「算数B」といった区分ごとの平均正答率などに加え、子どもを正答数の多い順に4分類して人数の割合を示し、より詳しく分析できるようにする。大学などの研究者に一定期間、個人別の成績のデータを貸し出し、研究成果を施策に生かす仕組みも始める。一方、都道府県別の一覧を除き小数点以下まで出していた平均正答率について、「序列化や過度な競争を招かないため」として、17年度からは四捨五入してすべて整数で提供する。

■ 2017/3/30 【朝日新聞】

保育無償化へ「こども保険」、小泉氏ら若手議員が提案

自民党の小泉進次郎・農林部会長ら同党の若手議員でつくる「2020年以降の経済財政構想小委員会」が29日、保育や幼児教育を無償にするための「こども保険」を創設する提言をまとめた。今の社会保険料に上乗せして資金を集める仕組みだ。党内に浮上している「教育国債」の対案で、教育無償化の財源を巡る議論が活発化しそうだ。小泉氏はこの日の小委員会後の記者会見でこう述べ、6月に政府がまとめる「骨太の方針」にこども保険案を反映させ、早期の実現をめざす考えを示した。こども保険案

はまず、企業と従業員が支払っている厚生年金保険料の料率にそれぞれ0・1%ずつ上乗せして保険料を徴収。30代の年収400万円の世帯で月240円程度加算される。自営業者は国民年金に月160円程度を加算することを想定。年3400億円の財源が生まれ、未就学児への児童手当を1人当たり月5千円増額できるという。次に、この保険料率を段階的に各0・5%まで引き上げる。年収400万円の世帯で月1200円程度、同様に自営業者は月830円程度の負担増になるが、財源は年1兆7千億円に達し、児童手当は1人当たり月2万5千円増額できる。保育園や幼稚園の平均保育料は月1万～3万円程度のため、今の児童手当と合わせて幼児教育の実質無償化が実現する計算になる。こども保険料を引き上げる一方、医療や介護の保険料は支出を抑制して引き下げることもめざす。負担増は避けながら、高齢者に偏りがちな社会保険に子ども向けの保険を加えてバランスをとる狙いがある。教育無償化について、同党内では文教族を中心に財源確保のための検討チームがすでに活動。文部科学相経験者の下村博文幹事長代行が旗振り役になり、「教育国債」を発行する案が浮上している。教育国債は、使い道を教育に限定するだけで、国の借金である点は赤字国債と同じだ。このため、小泉氏らは提言の中で「今以上の国債発行が、将来世代への負担の先送り過ぎないことは明白だ」と批判。来月5日、下村氏らに対し直接、こども保険案の概要を説明する予定だ。財源については、消費増税などの税制改正で捻出する案もある。ただ、消費税の場合、19年10月に予定される税率10%への引き上げ時までは増税分の使い道が決まっている上、低所得者ほど負担が重くなるという逆進性もある。このため、小泉氏は「消費税は現実的ではない」と指摘する。一方、こども保険にも課題は多い。子どもがいない世帯も保険料を支払うことにどう理解を得るのかや、保険料を折半で負担する企業側の協力をどう取り付けるのか、などだ。「取りやすいところから取っている」との批判が出てくる可能性もあり、負担増になる層からどれぐらい理解を得られるかが最大のカギになりそうだ。

■ 2017/3/31 【朝日新聞】

聖徳太子復活、数千の意見 中学武道、
銃剣道も選択可 新指導要領

松野博一文部科学相は31日付の官報で、小中学校の新学習指導要領と幼稚園の新教育要領を告示した。改訂案にパブリックコメントで寄せられた意見を踏まえ、「聖徳太子」などの歴史用語を従来の表記に戻す異例の修正をした。その一方で、性的少数者（LGBTなど）への配慮から異論があった「異性への関心」や、幼稚園で国歌に親しむという記述は残った。2月に示された改訂案には計1万1210件の意見が寄せられ、135件の修正があった。「聖徳太子」には数千件の意見があった。改訂案では、学会などでのこれまでの歴史研究の成果を踏まえて「厩戸王（うまやどのおう）」との併記にしたが、「歴史教育の連続性がなくなる」などの批判が相次ぎ、元に戻した。改訂案については、保守系の「新しい歴史教科書をつくる会」が「聖徳太子を抹殺すれば古代史のストーリーはほとんど崩壊する」などと批判。意見を送るよう会員らに働きかけていた。このほか「学校や地域の実態に応じて種目が選択できるよう」として、中学の武道に新たに「銃剣道」を加え、武道9種目を示した。小学校体育の指導要領で「異性への関心が芽生える」とした記述をめぐって、この記述をなくし、新たにLGBTなど性的少数者について盛り込むよう求める意見があったが、文科省は「保護者や国民の理解などを考慮すると難しい」としている。幼稚園で「伝統的な行事、国歌、唱歌（中略）に親しんだり」するとの記述には、幼児に国歌を強制することを懸念する意見もあったが、「慣れ親しむ趣旨を丁寧に説明していく」として修正しなかった。このほか、社会では竹島と尖閣諸島を「固有の領土」と初めて明記したほか、「公共の精神」などを重視する改正教育基本法の理念を強く反映した内容となっている。

■ 2017/4/1 【朝日新聞】

教育勅語、肯定の動き
安倍内閣閣議決定

教育勅語は1890年10月、明治天皇が君主に奉仕する臣民の教えとして示したもので、戦前・戦中の教育の根本理念とされた。「朕（ちん）（天皇が自身を呼ぶ言葉）惟（おも）フニ」から始まり、父母への孝行など臣民が守るべき徳目が示されている。最後に「皇祖皇宗の遺訓」として、君民一体で守ることが期待されている。天皇を中心とした国家観に貫かれ、徳目の最後の「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」が、天皇のために身を捧げる軍国主義につながったという指摘もある。学校に配られた謄本（写し）は、紀元節など儀式のときに校長が奉読し、天皇・皇后の写真とともに神格化されていた。今の道徳にあたる修身教育の柱としても採り入れられた。しかし戦後になり、日本国憲法が公布された1946年、学校などに対し、「我が国教育の唯一の淵源となす従来の考へ方を去って」という取り扱いが書かれた文部次官通牒が出され、奉読も禁止された。ただ国会では、こうした行政上の措置だけでは、不十分とみなされたようだ。48年6月には、衆参両院で、教育勅語の排除・失効の確認が決議された。衆院の排除決議は「今日もなお国民道徳の指導原理としての性格を持続しているかのごとく誤解されるのは、従来の行政上の措置が不十分であったがためである」と指摘。教育勅語が「神話的国家観」に基づいている事実は、明らかに基本的人権を損ない、国際的にも疑念を残すとして謄本を回収し、排除を完了するとした。教育勅語の廃止後、教育の理念は、47年に定められた教育基本法に移った。同法は、第1次安倍政権の2006年12月に改正されたが、その時点では、教育勅語に対する政府の態度に大きな変更はなかった。第1次安倍政権で文部科学相を務めた伊吹文明氏は国会で「天皇陛下のお言葉を基本に戦後の教育を作ることとは、戦後の日本の政治体制にそぐわないということになった」と述べている。だが、第2次安倍政権での政府側の答弁は踏み込んだものに

なった。14年4月の参院文教科学委員会。教育勅語についての「排除決議とは関係なく、副読本や学校現場では活用できるという見解でいいか」という質問に、当時の文科省初等中等教育局長だった前川喜平前次官が答弁。「教育勅語の中には今日でも通用するような内容も含まれており、これらの点に着目して学校で活用するということは考えられる」と述べた。当時の文科相だった下村博文氏も「教材として使うことは差し支えない」と答弁した。稲田朋美防衛相は3月9日の参院外交防衛委員会で「教育勅語の中にある親孝行とか、夫婦仲よくするとか、友達を大切にするとか、日本は世界中から尊敬される道義国家をめざすべきだという考え方が核だと認識している」と述べた。教育勅語を持ち出すまでもなく、家族愛などは、すでに2018年度から教科化される道徳の学習指導要領に入っている。小中学校とも「父母、祖父母を敬愛し」などと盛り込まれている。一方、文科省生涯学習政策局政策課は、憲法や教育基本法などで「教育勅語の法的効力はなくなっている」と強調。例えば、歴史的事実として勅語について教えるケースなどが想定されるという。ただ、学校法人「森友学園」が運営する幼稚園で園児が教育勅語を暗唱していた例もある。閣議決定という「お墨付き」を得たことで、戦前・戦中に近い文脈で勅語が使われる懸念もある。今回の答弁書をめぐっては、過去に教育勅語を排除・失効とした国会の決議を、閣議決定による答弁書によって乗り越えられるのかという問題もある。「現代日本の議会政と憲法」（岩波書店）などの著書がある高見勝利・北海道大学名誉教授（憲法）は、「内閣は行政権の行使で国会に連帯責任を負う、と憲法66条にある。両院がそろって戦後教育の指針として教育基本法を強調し、教育勅語の謄本回収を政府に求めた決議には、内閣に対する政治的・道義的拘束力がある」。さらに衆院での排除決議が、教育勅語など「詔勅」が違憲ならば無効とする今の憲法98条を根拠に示したことを指摘。今回の答弁書について「両院の決議を骨抜きにしている。教育勅語を否定しきれない安倍内閣の国家観がにじみ出ているように思う」と批判する。

■ 2017/4/9 【朝日新聞】

重大犯罪防ぐため自白強要、 高校生7割が肯定 1000人調査

憲法で権力を制限するという「立憲主義」への理解が8割の高校生に浸透する一方、差し迫った重大犯罪を防ぐためには自白を強要してもよいと考える高校生が7割近くに上ることが、高校生1千人を対象にした研究者の調査でわかった。法教育に取り組む研究者のグループ（代表・橋本康弘・福井大教育学部教授）が昨年9～12月、関東と関西の8高校、1370人に法に関する知識や考え方を聞いた。「日本国憲法は、国民の権利や自由を守るために、権力を制限する仕組みを定めている」との説明が正しいか尋ねたところ、正解の「○」が81・1%に上った。その一方で「法の支配とは、法によって人間のわがままな行為を規律し、それに反すれば厳しい罰を与えるべきであるという考え方をいう」の正誤を尋ねると、正解の「×」と答えたのは35・0%。国家権力が法に縛られるという「法の支配」の考えが浸透していないことがわかった。質問を作った土井真一・京大院教授（憲法）は「法は人々の行為を規制し、違反すれば罰せられるという、古来中国の法治主義のイメージが日本社会に強く残っているためだろう」とみる。司法・刑事手続きについて「日本国憲法では拷問は禁止されているが、拷問によって得た自白が真実であるなら、その自白を有罪の証拠としても構わない」が正しいか聞くと、正解の「×」が66・2%にとどまった。また、「多くの人命にかかわる重大な犯罪が発生しようとしている場合、共犯者と考えられる人に自白を強要してもいいと思う」かどうか尋ねたところ、約7割が自白の強要に肯定的だった。拷問と自白強要の回答を重ねて分析すると、拷問による自白を証拠としてはならないという正解を選びながらも、自白の強要を容認した生徒が約44%に上がることがわかった。土井教授は「自白強要が悪だと知りつつも、多くの人命を奪う、より大きな悪を避けるためには仕方ないとする考えがうかがえる。問題は、悪いやつだとだれが、どのように決めるのか。自分が悪いやつだと決めつけられた

らどうするか。その気づきをどう深めるかが授業のポイントになる」と話している。

■ 2017/4/20 【朝日新聞】

交流サイト被害、最多1736人 昨年・18歳未満、 サイト別ではツイッター急増

見知らぬ人と知り合える交流サイトを使って事件に巻き込まれた18歳未満の子どもの数は昨年1年間で1736人だった。記録が残る2008年以降で最多。警察庁が20日発表した。罪種別でみると、青少年保護育成条例違反（淫行など）が662人と最も多く、裸の写真の撮影など児童ポルノが563人、児童買春が425人、強姦（ごうかん）や強制わいせつの被害者も43人いた。被害者の95%は少女。年齢別では多い順に、16歳450人▽17歳420人▽15歳323人▽14歳304人となり、14歳以上の被害が86%を占めた。ネットを通じた子どもの犯罪被害をめぐっては、「出会い系サイト」は08年の出会い系サイト規制法改正で規制が強化され、18歳未満の利用などが禁止された。以降、出会い系サイトを通じて被害に遭う子どもの数は減っていて、昨年1年間は42人と過去最少になった。一方、交流サイトは同法の規制の対象外となっており、被害に遭う子どもの数が増え続けている。被害に遭った子どもが最も利用していた交流サイトは短文投稿サイトの「ツイッター」で446人だった。前年の約2倍、前々年の4倍以上に増えている。各事業者は子どもが事件に巻き込まれないよう対策を講じているが、成果はまちまちだ。昨年1年間の主な内訳は、チャット型交流サイト「ぎやるる」が136人（前年比67人減）、無料通信アプリ「LINE」が124人（同9人増）、「フェイスブック」が54人（同3人減）となっている。ツイッター日本法人によると、同社は子どもの性的搾取を助長するような投稿を見つけた場合は予告なしに削除し、アカウントを永久凍結するという。ただ、ツイッターで援助交際を指す隠語を検索すれば、「今日会える人DMください」といった投稿の一覧を見つけることができるのが現状だ。ツイッター日本法人は「米国本社も事態を深刻に受け止め、改

善に向けて努力してまいります」としている。

■ 2017/4/21 【朝日新聞】

多様な性、教科書掲載広がる 「LGBT」世界史などに

2017年度から使われている高校家庭科の教科書で初登場した「LGBT」。今回の教科書検定に合格し、18年度から使われる教科書にはさらに、高校の政治・経済、世界史、倫理、英語の計5点でLGBTなどの性的少数者に関する記述が掲載された。多様な性について考えようという動きが教科書にも広がっている。また、社会的な性差（ジェンダー）についての記述も、複数の教科で見られた。清水書院は「政治・経済」の「法の下での平等」のページで、差別や偏見を解消すべき課題の一つとして、障害者やハンセン病の元患者とともに「性的少数者（LGBT）」を挙げ、用語説明を初めて載せた。15年に米国の連邦最高裁が「同性婚を禁止する州法は違憲」とするなど、同性婚を合法化した国が約20カ国に広がったことを紹介。同性カップルに男女の婚姻と同等の関係を認める東京都渋谷区の「パートナーシップ」証明についても記した。同社の担当者はLGBTについて「教材に載ることで先生方も話しやすくなる。概念や言葉があることを子どもたちが知ることができる」と話す。清水書院は「倫理」でも、「家族のかたちの変化」の項目で、夫婦とその子どもからなる「核家族」のほか、「多様な家族」として「独身のまま過ごす人や、子どもをもたない夫婦、結婚せずに子どもとくらす親子、また、同性どうしでくらす人など」と記載した。帝国書院の「世界史B」でもLGBTが初めて登場。「歴史を学ぶ意義」という項目の中で、人類が「性的指向を人権の一つとみなす新しい視点を獲得」したと説明した。関連コラム「ジェンダー（社会的性差）を越えて」の中で、黒人奴隷解放運動や女性参政権運動などを経て基本的人権という理念を獲得してきたとも記述。「21世紀の今日は、『女性は女性らしく、男性は男性らしく』という考え方の見直しとともに、差別の対象であった同性愛や異性装指向など、LGBTが、国連などにおいて尊

重すべき人権と考えられるようになった。近年、日本政府も差別の解消に取り組み始めた」としている。同社の担当者は「女性の権利やユダヤ人の迫害、アパルトヘイトなど、歴史の中で人権についてしっかり考える教科書作りを大切にしてきたが、今回、世界の潮流をおさえ、LGBTの人々の人権についても歴史に位置づけるべきだと考えた」と話す。英語でもLGBTが掲載された。増進堂は「コミュニケーション英語II」で、デンマーク発祥の「リビング・ライブラリー（生きている図書館）」という運動について取り上げた。社会的少数者に属する人を「本」として貸し出す仕組みで、難民、元薬物中毒者らと並んで、「LGBTの人々」と記載された。教育現場での認知が深まりつつある一方、今年3月に告示された小中学校の次期学習指導要領では、体育の「思春期になると、異性への関心が芽生える」という記述は残った。思春期に学校でいじめにあう性的少数者が少ないことなどから、当事者らが小中学校で正しい知識を教える必要性を訴えていた。スポーツ庁によると、2月に示された指導要領の改訂案へのパブリックコメントでは、多様な性に配慮した記述を求める声と慎重な声が拮抗（きっこう）した。担当者は「LGBTについて小中学校で教えることは、国民の理解を得るのが難しい。当事者の児童生徒には、個別に対応することで配慮していく」と話す。ジェンダーについても「夫婦別姓」や「女性活躍」の観点から、現代社会や政治・経済、倫理、国語、英語、物理などで取り上げられた。山川出版は「現代社会」で、夫婦別姓を認めない民法750条が憲法違反かどうか争点となった訴訟で、最高裁が15年に合憲と判断したことを報じた新聞記事を紹介。最高裁が選択的夫婦別姓制度にも一定の合理性を認め、国会での積極的な議論を促したことに触れた。教育出版は「国語表現」で、夫婦別姓の是非を題材に小論文の書き方を学ぶ項目を盛り込んだ。夫婦別姓に対して自分の意見と、想定される反論を考えながら、紙の上で1人で討論する「セルフ・ディベート」の練習方法を解説。例として「女性の就業が増え、結婚による改姓が不便・不利益だという女性も増えてきている」という立論に対し、「同姓のほうが夫婦の一体感が増し、家族の絆が強まる」

との反論なども挙げた。清水書院は「政治・経済」で、日本の女性議員の比率が世界の中でも低く、超党派の国会議員連盟が他国のようなクォータ制の導入を検討していることをコラムで紹介した。東京書籍は「物理」で、「女性も男性とともに、世界に羽ばたくチャンスを広げよう」と題した見開きの文章を掲載。日本初の女性物理学者、湯浅年子氏を写真入りで紹介し、「人類の半分を占める女性がさらに物理学を学び、今以上に論理的な思考力と科学的な目を養えば、より豊かな花開く未来を構築できるだろう」と締めくくった。同社は英語でも、日本人の著名人を取り上げる際、「男性ばかりにならないように意識している」（編集担当者）という。光村図書出版の「美術II」は、教科書全体を通して登場する作家の性別に偏りがないように配慮した。4人の作家へのインタビューも男女2人ずつ均等に載せた。同社の編集者は「美術の世界も含め、日本は男性中心に動いてきたが、もともと美術は性別に関係なく平等に触れられるもの。教科書をつくるうえで大事にしている点だ」と話す。

■ 2017/4/21 【朝日新聞】

「未来」絶つこと、防ぐために 減らぬ子どもの自殺

子どもたちが自ら命を絶つ悲劇が繰り返されている。日本全体の自殺者数は減っている中で、小中高生では減っていない。警察庁の統計によると、2016年、320人の小中高生が自殺で亡くなった。小学生12人、中学生93人、高校生215人。3分の2は男子だった。自殺者全体の数は、03年の3万4427人をピークに減少傾向で、16年は2万1897人。06年施行の自殺対策基本法に基づく、相談窓口の整備などが背景にあるとされる。一方、小中高生の自殺者はこの10年、年間300人前後で推移し、350人を超えた年も。厚生労働省によると15～19歳では自殺が死因の1位、10～14歳では2位だ。16年の小中高生の自殺の原因（複数の場合あり）を警察庁の統計で見ると、「学業不振」など学校問題が36・3%、「親子関係の不和」など家庭問題が23・4%、

「うつ病」など健康問題が19・7%。いじめが原因とされたのは6件(全体の1・9%)だった。高橋祥友・筑波大教授(精神科医)は「子どもの自殺は、いじめや友人関係といった学校に関わる要因のほか、家庭や、精神疾患など複数の要因からリスクの高い状態となり、何らかのことが引き金になって起きる。いじめは深刻な問題だが、いじめ予防だけでは不十分だ」と話す。日本では子どもの自殺の実態把握や再発防止の取り組みが十分とはいえない。どんな要因が重なるとリスクが高まるのか、などは国内の統計ではわからない。いじめが疑われるケースでは、いじめ防止対策推進法に基づき、真相解明と再発防止のための調査が義務づけられている。だが、調査結果は十分共有されず、いじめを苦にした自殺は後を絶たない。いじめ以外のケースも文部科学省が学校や教育委員会に調査を求めているが、義務ではない。北日本の公立中学校の教師(60)によると、数年前に女子生徒が自殺未遂した際、教委が原因を問い合わせてきたが、いじめでないとわかると対応は学校と保護者任せになった。教師は「原因が何であろうと子どもの命が大切なことに違いはない。すべてを予防するべきだ」と感じたという。海外では、国の主導で自殺の背景を分析し、予防につなげる動きがある。英国では16年、研究チームが、心の問題があつて自殺した10代のケースを分析。「54%に自傷行為の経験」などの分析を踏まえた予防策を5月に発表する。米国では事故や虐待、自殺などによる死亡事例の検証を予防につなげる制度が根付く。子どもの自殺について分析する東京都監察医務院の福永龍繁院長は「10代の自殺は実態がわからないことを出発点として、対策を考えていくべきだ」と話す。

■ 2017/4/27 【朝日新聞】

教育勅語めぐる答弁書「正当性欠く」 研究者ら反対声明

教育勅語の教材使用について、政府が「憲法や教育基本法に反しない形で用いることは否定しない」などとする答弁書を閣議決定した動きに対し、教育研究者ら約120人が27日、反対する声明を発表した。声明は、過去の国会決議

や政府側の発言と比べ、今回の答弁書が「教育勅語への容認の度合いを根拠なく強めるもので、正当性を欠く」と指摘。教材として使えるのは、教育勅語が憲法と教育基本法に反していることを教える場合のみであり、子どもが批判的な見方をできないうちに教材として使わないよう政府に求めた。東京都内で記者会見した本田由紀・東京大大学院教授(教育社会学)は「安倍政権のもとで復古的な政策が推進され、その一環として教育勅語への容認姿勢もある」と指摘した。

■ 2017/4/28 【朝日新聞】

公立小中の教員、平均11時間超勤務 30～40分増

公立小中学校の教員の勤務時間が10年前と比べて増えたことが28日、文部科学省の調査で分かった。授業の増加が主な理由とみられ、教諭の場合は1日あたり30～40分増え、11時間以上働いている。教育現場が深刻な長時間労働に支えられている実態が、改めて裏付けられた。調査は昨年10～11月、全国の小中学校400校ずつを抽出し、校長や副校長、教諭や講師らフルタイムで働く教員を対象に実施された。小学校は8951人、中学校は1万6877人が答えた。その結果によると、小学校教諭は平均で平日1日あたり11時間15分(2006年度比43分増)、中学校教諭は同11時間32分(同32分増)働いていた。労災認定基準で使われる時間外労働の「過労死ライン」は、1カ月100時間または2～6カ月の月平均80時間とされている。今回の結果をあてはめると、小学校教諭の約2割と中学校教諭の約4割が100時間、小学校の約3割と中学校の約6割が80時間の基準に触れている。文科省は「脱ゆとり」にかじを切った08年の学習指導要領改訂で、小中学校の授業時間を増やした。今回の調査と06年度を比較すると、授業と準備時間の合計は小学校教諭で1日あたり35分、中学校教諭で30分増えており、授業の増加が反映された形だ。その一方、成績処理や学級経営などの時間は減っており、結果的に総時間が膨らんでいる。管理職の勤

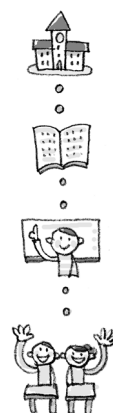
務時間も増えている。小中ともに平日の勤務がもっとも長いのは副校長・教頭で、小学校は12時間12分（06年度比49分増）、中学校は12時間6分（同21分増）に上った。文科省は「地域や保護者への対応、学校からの情報公開など組織として対応しなければいけない仕事が増えた」と説明する。文科省が同様の調査を実施したのは06年度以来、10年ぶり。松野博一文科相は28日の会見で「看過できない深刻な事態が裏付けられた」と述べ、中央教育審議会で教員の働き方改革の議論を本格化させたい考えを明らかにした。

■ 2017/4/30 【朝日新聞】

「地毛証明書」、都立高の6割で 幼児期の写真を要求も

東京の都立高校の約6割が、生徒が髪の毛を染めたりパーマをかけたりしていないか、生まれつきの髪を見分けるため、一部の生徒から入学時に「地毛証明書」を提出させていることがわかった。勘違いによる指導を防ぐ狙いがあるが、裏付けのために幼児期の写真を出させる例もあり、専門家から疑問視する声もある。朝日新聞は全日制の都立高（173校）の校長や副校長らに取材し、地毛証明書の有無を聞いた。170校が取材に応じ、全校の57%の98校が「ある」と回答。少なくとも19校が、幼児や中学生の時の髪の毛が分かる写真も求めている。「地毛証明書」「頭髮についての申請書」など呼び方や書式は各校で違うが、多くは保護者が「髪の色が栗毛色」「縮れ毛である」などと記入、押印する形。保護者も参加する入学前の説明会で染色やパーマが疑われる生徒に声をかけ、用紙を渡す例もある。1校当たり年間数人から数十人が提出している。今年度から導入する学校もある。多くの都立高は校則で髪の毛の染色やパーマを禁止する。世田谷区の都立高の担当教諭は「染めているのに地毛だと言い張る生徒もいる。保護者の責任で証明してもらう」と話す。背景には、生徒とのトラブルを防ぐほか、私立高との競争が激しく、生活指導をきちんとしていることを保護者や生徒にアピールするねらいもある。東京都教育委員会の堀川勝史主任指導主事（生活指導担当）は証明書について

「間違っって指導し、生徒に嫌な思いをさせないため
の方法としてはあり得る」とする一方、写真につ
いては「学校長の判断だが、写真は個人情報であ
り人権上の配慮がより必要だ」と語る。「地毛証明
」について埼玉県教委は「いくつかの高校で把握」、
神奈川、千葉県教委は「把握していない」と答えた。





活動の基調

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

●いんぷおめーしょん／子どもの人権連／NO.153

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◆発行日 2017年6月20日
- ◆発行 & 編集人 子どもの人権連事務局
- ◆事務所 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 日本教育会館 6F
TEL 03(3265)2197
e-mail kodomo@jtu-net.or.jp
URL <http://jinken-kodomo.net/>

郵便振替／0018-8-18438 (子どもの人権連)
年会費 個人(1口) 5,000円、団体(1口) 10,000円